

第11章 水 産 庁

第 1 節 資源管理の推進

1 我が国周辺漁業資源調査等

我が国周辺水域における水産資源について適切な管理と持続的利用の科学的基礎となる資源評価を実施するため、独立行政法人水産総合研究センターを中心に産学官の連携を図りながら資源調査を実施するとともに、資源評価についてその公表等を行った。

2 我が国周辺水域の水産資源の管理

(1) 資源回復計画の作成・実施

緊急に資源の回復を図ることが必要な魚種について、全国又は海域レベルで、休漁等を含む漁獲努力量の削減や資源の積極的な培養、漁場環境の保全等の資源回復措置を計画的に講じる資源回復計画を作成することとした。資源回復計画の円滑な作成及び進行管理を図るため、関係漁業者の意見のとりまとめを行うための漁業者協議会の開催等への支援を内容とする「資源回復計画作成推進事業」を実施し、関係漁業者間の検討を推進するとともに、広域漁業調整委員会の意見をふまえつつ、平成14年度には、さくら瀬戸内海系群、伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種、日本海西部あかがれい（ずわいがに）、太平洋北部沖合性カレイ類の4つの資源回復計画を作成した。

また、同計画に基づき作成される漁獲努力量削減実施計画により、漁業者が自主的に行う減船、休漁等について、漁業経営への影響に配慮した、支援措置の枠組みを創設し、所要の支援を行った。

(2) 漁獲可能量制度等の的確な推進

我が国は平成8年の「国連海洋法条約」締結に際して、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」（平成8年法律第77号）を制定し、9年から6魚種（さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば、ずわいがに）を対象に、同法に基づく漁獲可能量（TAC）管理を開始した。10年から1魚種（するめいか）が追加され、現在7魚種を対象にTAC管理を行っている。

このTACの適切かつ円滑な管理を推進するため平成14年度に系統組織を中心としたTAC管理体制を整備した。また、対象魚種の都道府県における採捕数量等の情報処理を行うためのコンピューターネットワークの整備等に対し助成を実施した。

また、平成13年に同法を一部改正し、漁獲努力量（TAE）管理制度を創設し、あかがれい、さめがれい、さくら、とらふぐ、やなぎむしがれいの5魚種を対象魚種として指定した。

(3) 資源管理型漁業の推進

TAC、TAEなどの公的な管理措置に加え、我が国周辺水域の水産資源の維持、増大と漁業経営の安定化を図るためには、漁業者の自主的な取組である「資源管理型漁業」の全国的な推進及び定着化が重要な課題となっている。

このため、平成14年度においては、資源管理型漁業の実践の成果をより一層漁業経営に反映させるため、漁業種類又は複数の魚種を対象とした取組、さらにそれらの取組を側面支援するための漁業支出の削減、漁業収入の増大等の取組を、地域の住民の理解と協力を得つつ、地域の漁業実態に即して計画的かつ効果的に展開する「資源管理体制強化実施推進事業」を実施した。

3 持続的養殖生産の推進

我が国の養殖業は、戦後順調に成長を続け、沿岸漁業の重要な一部門を構成するに至っている。また、国連海洋法条約の発効により、我が国沿岸域の水産資源の適切な管理と有効利用に取り組むことが、国際的な責務となっていることから、沿岸漁業を安定的に発展させ、かつ、国民に対し水産物を安定的に供給するべく、持続的な養殖生産の確保を図ることが水産行政上重要な課題となっている。

しかしながら、近年、過密養殖や過剰な餌料投与等により、全国的に養殖漁場が悪化している。このような養殖漁場の悪化は、養殖水産動植物の伝染性疾病の発生及びまん延の原因ともなっており、放置すれば最終的にはその漁場における養殖自体を不可能に至らしめることとなりかねないものである。

また、近年、我が国においては、養殖用の種苗を海

外に依存する傾向が顕著であり、海外から養殖水産動植物の伝染性疾病が侵入する危険性が高まっている。

このような状況に適切に対処するため、養殖漁場の改善を促進するとともに、特定の養殖水産動植物の伝染性疾病のまん延を防止するための措置を講ずることとし、平成11年5月に「持続的養殖生産確保法」を制定した。

この法律に基づく漁場改善計画については、平成15年3月末現在で19道府県、262漁協が作成し知事の認定を受けている。

4 溯河性さけ・ます人工ふ化放流事業

(1) 概 要

さけ・ます類は、食料の安定供給、北日本における漁業の振興を図る観点から、その資源の持続的利用の重要性は高く、水産資源保護法において、「農林水産大臣は、毎年度、さけ及びますの増殖を図るために独立行政法人さけ・ます資源管理センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画を定めなければならない。」とされている。

国際的には、「北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約」において母川国が第一義的な利益と責任を有するとともに、適正な資源管理義務が課せられている。また、地球環境保全に関する関係閣僚会議で決定した「新・生物多様性国家戦略」（平成14年3月27日）において、さけ・ます増殖事業の推進に当たっては、「北太平洋の生態系との調和を図り、生物として持つ種の特性と多様性を維持することに配慮する」とされている。

このように、さけ・ます資源の持続的利用を図るとともに、その適正な資源管理を推進することが重要となっている。

(2) 北海道及び本州におけるさけ・ます人工ふ化放流

北海道、東北6県、茨城県、新潟県、富山県、石川県の11道県において、さけ・ます人工ふ化放流事業が実施されている。これらの道県では、増殖団体、漁業協同組合、漁業生産組合が生産した稚魚を道県が買い上げて放流しており、この事業に対し助成を実施した。また、さけ・ます人工ふ化放流事業の効果を確認するため回帰資源量調査、さくらます幼魚の生産技術向上調査、放流稚魚の分布移動調査、さけ・ます増殖施設の整備等を継続して実施した。

表1 14年度センターが実施すべき人工ふ化放流計画
(農林水産大臣が水産政策審議会の答申を受けて定めた計画)

魚 種	放流数(千尾)
さけ	219,100
からふとます	7,200
さくらます	3,655
べにざけ	165

表2 14年度北海道、本州における人工ふ化

魚 種	地 域	放 流 数(千 尾)
さけ	北海道	776,500
	本 州	823,598
からふとます	北海道	126,000
さくらます	北海道	6,795
	本 州	7,230

表3 14年度さけ・ます人工ふ化放流関連予算

	(単位:千円)
独立行政法人さけ・ます資源管理センター	2,111,627
運営交付金	1,867,081
施設整備費補助金	244,546
委託費	18,805
太平洋さけ資源回復緊急対策事業	18,805
補助金	859,311
放流事業費	584,836
水産資源増殖振興施設整備事業	
(うち、さけ・ます増殖施設整備事業)	197,026
さけ・ます資源管理推進事業	77,449

5 内水面漁業振興対策事業

内水面漁業・養殖業は、淡水性魚介類の供給、種苗放流等を通じた水産資源の維持増大、釣り等レクリエーションの場の提供、中山間地域等における就業機会の創出、漁業活動を通じた内水面の環境保全等に寄与しており、近年、国民の自然環境の保全等に対する意識が高まるとともに余暇時間が増大していく中、健全な親水性レクリエーション等を通じたゆとりや潤いのある国民生活と余暇活動の提供など内水面漁業・養殖業の役割は一層重要なものとなっている。

他方、内水面漁業・養殖業を取り巻く環境は、流域の改変、河川流量の減少、水質の悪化などによる水生生物の生息環境の悪化に加え、近年は、人為的な密放流によるブラックバス等外来魚の生息域の拡大等により、本来そこにすむべき生物の捕食や生息環境の競合による在来の生態系への影響が生じているほか、中山間地域における高齢化や後継者不足、過疎化の進行などますます厳しい状況にある。

このような状況を踏まえ、内水面における生物生息環境の保全、水産動植物の増養殖の推進、地域の活性

化等を図るため、各種の対策を講じているところである。

14年度は、内水面環境活用総合対策事業により、生態系との調和、地域特性の活用、他産業との連携等を念頭におき、水産資源の増養殖基盤施設、漁業・養殖業の近代化施設や遊漁施設等の交流促進施設などの整備を実施するとともに、ブラックバス等外来魚の生息域・生息数の減少を図るため、これら外来魚の生息状況等の調査、駆除、生態系の復元のための増殖事業等を実施した。

また、内水面の有用水産資源について、適切な資源増大方策、管理手法の確立を図るため、

- ① シラスウナギの人工種苗生産技術の開発や河川・湖沼におけるウナギの資源動向調査
- ② アユなどの地域集団ごとの遺伝的特性に配慮した増殖管理手法等の開発
- ③ ブルーギルの生態的特性の解明と生態特性や地域特性を活用した繁殖抑制技術の開発
- ④ 外国産種苗等の生態系への影響や適正飼育技術の開発

などを実施した。

さらに、内水面漁業・養殖業の振興を図っていくため、これらに携わる関係者の組織強化、地域住民や内水面利用者に対する内水面の利用に関する知識やマナー、外来魚の違法放流防止の啓発等を実施するとともに、養鰻業について、国際競争力のある持続的経営が可能となるよう構造調整の推進や民間協議等の促進を図った。

表4 14年度内水面関連予算

(単位：千円)

内水面環境活用総合対策事業費	627,353
内水面資源増養殖・管理総合対策事業	250,151
新養殖技術開発事業費(うち内水面分)	10,459
外来魚被害緊急対策事業費	101,897
内水面域振興活動推進費	44,185
養鰻業振興対策事業費	40,000

6 水産資源保護対策事業

水産資源の保護培養を図るため、水産資源保護法に基づき、道県知事が「保護水面」として指定し、管理を行っている、

- ① まだい、あいなめ、めばる、すずき、くるまえば等の沿岸性の水産動物の産卵場又は育成場となっている水面
- ② あわび、はまぐり、ほたてがい、ほっきがい等の

貝類の種苗の発生、稚貝の育成等に適している水面
③ さくらます等さけ・ます類、あゆ、わかさぎの産卵場・育成場となっている水面

④ 資源状態の著しく悪化している水産動植物の産卵・育成等に適している水面

について、その管理、密漁の監視、資源状況の調査等に要する経費に対し助成を行った(平成14年度予算額：25,133千円)。

7 魚 病 対 策

平成11年5月に成立した養殖漁場の悪化防止と特定疾病等のまん延防止を目的とする「持続的養殖生産確保法」の適正な運用を図るため、平成14年度における魚病対策事業を以下のとおり実施した。

すなわち、「魚病対策センター事業」においては、魚病情報の迅速な収集・伝達、全国防疫推進会議の開催、魚病専門技術者の育成、魚類防疫技術のシステム化、水産用ワクチンの普及推進等を行い、「水産総合研究センター魚病対策推進事業」では、基礎的魚病対策研究、重大な疾病発生時の緊急調査、危険度評価手法の開発、水産用医薬品開発促進などの実施により、魚類防疫対策を総合的、一元的に推進するとともに、補助事業の「魚類防疫体制整備事業」においては、疾病検査の実施、防疫会議等の開催、魚病発生時の防疫対策等の実施、水産用医薬品の適正使用指導等により、「持続的養殖生産確保法」の適切な運用に資する国内防疫体制の推進整備を図った。

なお、水産資源保護法第13条の2に基づく水産動物の種苗の輸入防疫制度の運用により、我が国に侵入した場合、多大な被害をもたらす恐れのある伝染性疾病的の侵入防止に努めた。

8 海洋水産資源開発センター

海洋水産資源開発促進法(昭和46年法律第60号)に基づき政府と民間の出資により昭和46年7月1日に認可法人として設立された。

(1) 目 的

海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための調査並びに情報又は資料の収集及び提供等の業務を行うことを目的とする。

(2) 業 務 内 容

ア 海洋の新漁場における漁業生産の企業化のための調査

国等が行った魚種分布、海洋環境等の基礎調査及び既往文献等の情報に基づき、企業ベースで漁業生産活動を行うのに必要な漁場条件、漁獲方法、漁獲

物の商品価値及び採算性等を明らかにするための企業化調査を実施する。

イ 海洋の漁場における新漁業生産方式であって漁業者団体等のみではその企業化を図ることが著しく困難なものの企業化のための調査

新たな操業技術の総合的な導入等により、省人化、漁労の効率化を図るとともに、海洋水産資源の有効利用を図るための新操業形態の実証化調査を実施する。

ウ 海洋の漁場の生産力の増進又は利用の合理化を図るための水産動植物の生育環境、漁業を営む者による利用状況及びその他の海洋の漁場の自然的経済的条件の現状及びその改善の可能性に関する総合的な調査

我が国沖合海域の高度利用を図るため、浮魚礁を利用して造成された漁場の合理的利用手法の確立を図るための調査や沖合海域の再開発のための基礎調査、さらには沖合漁業資源について資源管理型漁業を推進するため総合調査を実施する。

エ 海洋水産資源の開発及び利用の合理化に関する情報又は資料の収集及び提供

諸外国の調査船の調査情報、漁船の操業情報等を収集、提供する。また、海洋水産資源に関する海外文献を提供する。

オ 前述ア、イ、ウ及びエの業務に附帯する業務

カ 前述ア、イ、ウ、エ及びオのほか、センターの目的を達成するために必要な業務

キ 受託事業

委託を受けて、海洋生物資源の合理的な保存、管理及び利用のために必要な調査並びにこれらの調査を行う者の養成及び確保を行う。

(3) 資 本 金

センターの資本金は、設立時国1億円、民間1億円の合計2億円で構成されていたが、その後民間より増資が行われ、13年度末現在民間出資金合計は1億9,150万円となっている。

(4) 国 の 助 成

14年度、国はセンターに対し34億6138万円を助成した。

(5) 組 織

2部5課、役員6名（常勤3、非常勤3）、職員28名より成っている。

(6) 14年度の事業実施概要

14年度におけるセンターの企業化調査等の結果の概要は表5のとおりである。

表5 平成14事業年度企業家調査等の概要

漁業種類	使用船舶	(トン)	調査海域	主要漁獲魚種	製品量	概要
(沖合漁場等総合開発調査事業) 資源管理型沖合漁業推進総合調査	第2堺丸 第8薩摩丸 第5明信丸	14 14 14	日本海海域	スルメイカ	60.1トン	小型いか釣り漁業における船上集魚灯光力と漁獲量との関係の実証及び操業実態の把握のための調査を実施
	春日丸 大黒丸 天龍丸 日光丸	19 19 19 17	東シナ海海域	トラフグ	5.2トン	ふぐ類について、底はえ縄漁法と浮きはえ縄漁法の漁獲特性の把握、水揚げ実態等の調査を実施
大水深沖合漁場造成開発調査事業	第18太幸丸	69	北太平洋西部 (日本沖合)海域	カツオ、キハダ メバチ	327.5トン	南西諸島東側の水深2000～3000mの水域に浮魚礁群を設置し、魚礁群周辺における海洋環境の把握及び当該魚礁群の漁場造成効果を確認するための調査を実施
(海洋水産資源利用合理化開発事業) まぐろはえなわ	開発丸	489	太平洋中・東部海域	メバチ、キハダ ビンナガ	252.2トン	メバチの日周行動にあわせた漁具の開発、人工餌導入の可能性、目的対象魚以外の混獲を最小化するための企業化調査を実施
まき網	日本丸	760	熱帯インド洋海域	カツオ、キハダ	3,210.0トン	人工筏、自然流木に蛸集した魚群を対象に操業調査を実施
まき網	第18太神丸	349	熱帯太平洋中部 海域	カツオ、キハダ	4,087.0トン	まき網漁場の縁辺の拡大とまぐろ類若齢魚の混獲を最小化する手法の確立を主目的として調査を実施
いか釣り	第3新興丸	478	南大西洋西部海域 熱帯太平洋東部海域 南太平洋西部海域	マツイカ アカイカ アメリカオオアカイカ ニュージーランドスルメイカ	458.9トン	南大西洋西部海域と熱帯太平洋東部海域と組み合わせる南半球での周年操業化を図るため、海外基地方式による効率的かつ合理的な資源利用のための調査を実施したほか、新たに南大西洋西部海域において調査を実施
いか釣り	第31寶来丸	276	北太平洋中・東部海域	アカイカ	32.2トン	かつてのいか流し網漁業の主漁場であった北太平洋東部海域での釣り漁法によるあかいか資源の利用を図ることを目的とし調査を実施
かつお釣り	第18日之出丸	359	太平洋中西部海域	カツオ、ビンナガ	622.3トン	トロカツオ及びトロビンナガを対象とした漁場開発及び既存漁場の縁辺の拡大を図ることを目的とし調査を実施、また、活餌に代わる人工餌の開発に係る調査を実施
(新漁業生産システム構築実証化事業) まき網	北勝丸 第35福吉丸	286 270	北部太平洋海域	カツオ・マグロ類 サバ類、イワシ類	5,905.3トン	運搬機能を有した網船と探索機能を備えた運搬船の2隻体制による合理的な操業形態の実証化を図るための調査を実施
沖合底びき網(二そうびき)	第1・2やまぐち丸	60	日本海西部(対馬 周辺海域)	タイ類、カレイ類 イカ類、アナゴ類	393.3トン	小型化と省エネ機関を導入した新しい調査船を用い、省人省力化を図るとともに水氷槽の導入等による付加価値の向上を図るための調査を実施
沖合底びき網(かけまわし)	新世丸	160	北海道日本海海域	スケソウダラ、ホッケ マダラ、カレイ類	3,256.9トン	新しい漁労機器等を導入して、省人・省力化による操業コストの節減及び漁労負担の軽減を行うとともに適正漁獲による資源の有効利用を図りながら、付加価値向上による高い収益性を目指した新しい漁業生産システムの実証化に係る調査を実施
ハイブリッド・トローラー	第7安洋丸	280	北大西洋西部海域	カラスガレイ アカウオ ホッコクアカエビ	226.6トン	NAFO海域においてトローラーに底はえ縄を組み合わせ、漁獲努力の分散による漁場荒廃防止と操業の効率化等及び資源の有効利用を図るための調査を実施

9 漁場環境及び生態系の保全

- (1) 漁場として重要な藻場・干潟の現状の調査を実施するとともに、内湾域に立地されている発電所の海水の取放水による周辺海域の漁業に及ぼす影響調査、漁場環境保全方針の地域レベルにおける個別・具体方針化の検討等を実施した。

このほか、漁場環境監視体制の強化、漁業者による監視調査への参加、さらに廃棄物除去等による漁場環境の維持・保全等を推進するための都道府県への助成、漁場・海岸の美化運動の全国的な展開、海浜美化指導員の養成、ボランティアによる海浜生物の生息調査、ウミガメが産卵する海浜等において廃棄物の回収及びウミガメ資源の保護の実施を行う民間団体に対する助成を行った。

- (2) 赤潮・貝毒の発生防止及び赤潮による漁業被害防止のため、ヘテロカプサ等赤潮の発生予察技術の開発、赤潮を防除する手法の開発・実用化に必要な試験・調査を行うとともに、二枚貝等の毒化現象に対処するため、毒化及び解毒機構の解明、スクリーニング手法を導入したモニタリング手法等の研究・技術開発及び貝毒標準品の製造・配布、プランクトン同定研修会の開催等を実施した。また、赤潮・貝毒情報ネットワークシステムの充実を図った。
- (3) 油汚染事故による漁業被害を最小限にするため、水産庁漁業取締船に油回収資機材を整備するとともに、原因者不明の油濁事故による漁業被害の救済と漁場の保全を図るため（財）漁場油濁被害救済基金が実施する救済事業等（審査認定事業、防除清掃費の支弁、油濁被害防止対策事業等）に対し助成した。

さらに、座礁・沈船による漁場油濁等の漁業被害の実態について調査を行った。

- (4) 漁獲の自主規制等が行われている水域における水銀等による魚介類汚染水域監視・指導調査、ダイオキシン類等の魚介類中における蓄積状況の全国的な実態把握、魚介類中のダイオキシン類削減方策の検討等を行った。このほか、内分泌かく乱物質の魚介類への影響実態調査等を行ったほか、内分泌かく乱物質による海産生物への影響評価手法の開発を行った。
- (5) 「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック」の掲載種について、保存方法の検討を進めるため、緊急性の高く調査可能なものから現地調査及び増殖保存試験等を実施した。

また、サメ・海鳥の保存管理のための措置のための作成した国内行動計画の実施状況等の調査を実施

した。

さらに、トドの資源に悪影響を与えることなく、トドによる漁業被害を減らすための高強度定置網導入について北海道に助成を行った。

- (6) 沿岸域の環境改善方策の一つとして生物の環境浄化作用を有効に活用するための諸条件を調査、検討した。
- (7) 豊かな漁場環境を維持する上で、森・川を含めた環境保全の取組が重要であることから、漁業者が山に木を植える活動を支援するための助成を都道府県を通じて行うとともに、この活動を幅広い市民の理解と参加を得て全国的に展開するための啓発普及等を行う民間団体に対し助成を行った。

第2節 つくり育てる漁業の推進

1 栽培漁業振興対策

栽培漁業は、沿岸水産資源の維持増大施策の重要な柱として、38年度以降瀬戸内海に国の栽培漁業センターを設置し、主に種苗生産、放流等の栽培漁業の技術開発を実施してきた。52年度からは栽培漁業の全国発展を図るため海区毎に整備することとし、7年度までに16か所の栽培漁業センターが整備された。

さらに国の技術開発の成果をもとに種苗生産を行う県営栽培漁業センターの基本施設の整備（48～58年度全国37か所）に引き続き、増強施設の整備（55～63年度全国32か所）、拠点施設の整備（60年度から）、新技術導入施設の整備（平成元年度から）、海区拠点施設の整備（平成6年度から）及び種苗生産環境改良施設の整備（平成9年度から）が進められている。

(1) 国の栽培漁業センター

ア 栽培漁業技術開発事業

国の栽培漁業センターにおける技術開発事業は、委託費22億4,169万円をもって引き続き社団法人日本栽培漁業協会に委託し、全国16か所の栽培漁業センター（厚岸、宮古、南伊豆、能登島、小浜、宮津、屋島、玉野、伯方島、百島、上浦、古満目、志布志、五島、奄美、八重山）において、にしん、しまあじ等の種苗生産及び放流の基礎技術の開発等を実施した。

イ がざみの種苗生産事業

国の補助事業により、社団法人日本栽培漁業協会が玉野事業場において、がざみ種苗1,489万尾を生産し、11県に配布した。

ウ 施設整備事業

施設整備は、予算額9億円で疾病防除施設のほか、既設事業場の施設整備、更新、保全等の工事を行った。

(2) 都道府県に対する補助

ア 県営栽培漁業センターの整備

栽培漁業センターの種苗生産能力の増強及び効率化を図るため、新たな技術を総合的に応用、導入した新技術導入等施設整備及び拠点施設整備に2億9,021万円（補助率1／2）を補助した。

イ 技術開発

沿岸海域における水産資源の涵養と漁業生産の増大を図るため、都道府県において、栽培漁業を実施する上で必要な魚種について、資源状態の把握、種苗生産技術の開発等を行うため、国費1億6,417万円（補助率1／2）を補助した。

(3) 漁業者に対する補助

一層の栽培漁業の推進を図るため、公益法人、漁協等が実施する事業規模での種苗生産・放流等の実証試験に対する取組、モニタリング体制の整備等に対して、5億5,501万円（補助率1／2、4／10、1／3）を補助した。

(4) 社団法人日本栽培漁業協会に対する助成

社団法人日本栽培漁業協会については、前記のがざみ種苗生産事業のほか、協会の体制を強化するための活動等を含め2,607万円（補助率定額、10／10、9／10、6／10、1／2）を補助した。

2 海面養殖業の振興対策

我が国の海面養殖業は、国民の水産物に対するニーズの高級化・多様化に対応して発展を続け、養殖業を含む沿岸漁業全体の生産額の半分近くを占めるまでに成長しており、地域によっては中心的な産業になっている。

しかしながら、近年は多くの養殖生産物で供給過剰等による魚価の低迷が見られ、また、養殖漁場環境の悪化、養殖生産の国際化、自由貿易の進展など、厳しい情勢が山積している。このような問題点を克服し、海面養殖業が水産物の安定供給と沿岸地域の振興に貢献し続けるためには、国民の信頼を受けつつ養殖を持続的に推進できる体制づくりが必要である。

こうした状況を踏まえ、消費者ニーズの高級化・多様化に対応した安全な養殖生産物を安定的に供給し、豊かな食生活の実現と漁村地域の活性化を図るため、各種の対策を講じているところである。

14年度は、増養殖の展開が漁場環境に及ぼす環境、同水域における生産力等を把握するための調査研究を実施するとともに、同水域の環境を改善するための手

法、環境への影響を最小限とするための増養殖手法等の開発に必要な調査研究を実施した。

また、引き続き、持続的養殖の推進や経営の高度化を図るべく、地域の特性に即した具体的な目標と達成手法を盛り込んだ高度化推進計画を策定し、その実現に向けて、計画的な生産・出荷、経営コスト削減、飼料対策、機器のリース等による省力化、漁場環境の保全等の実施、さらに持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画の策定・実施に対する支援等を総合的に行った。

このほか、海面養殖業から水系へ排出される汚濁負荷を可能な限りなくするための更なる知見の収集と、それに基づく実用的技術・システム開発の実施、わかめ養殖業の生産コスト削減、作業省力化等を実現するための生産システムの開発及び品質の維持・向上のための優良種苗の開発、個々の養殖漁場の実態に即した環境管理指標の設定、養殖生産物のモニタリング調査に基づく消費者に向けた養殖生産物の安全性のPR等、高品質なアコヤ貝育成のための技術開発とへい死を防止するための管理方法の開発、養殖業者からの生産情報を消費者等に提供する効率的な情報管理・提供に係る調査検討、その実証化試験をモデル的に実施、新たな魚種の養殖技術開発と産業としての定着促進、養殖従事者の高齢化・担い手不足に対応した省力化技術の開発等を実施した。

表6 14年度海面養殖業関連予算（単位：千円）

海面養殖業高度化推進対策事業 （魚病分を除く）	436,249
持続的養殖推進対策フォローアップ事業 （内水面分を除く）	65,612
新養殖技術開発事業（内水面分を除く）	43,571
増養殖適正化総合調査事業	13,510

第3節 漁業従事者対策

1 漁業労働力の確保等

漁業就業者の確保・育成を組織的かつ有機的に行うため、中央及び都道府県に設置された漁業就業者確保育成センター間の連携を図りつつ、漁業労働力需給情報の収集・提供、U・Iターン等就労促進のための広報・PR活動、資格取得講習会の開催等、センターの行う事業について助成した。

また、雇用対策として、漁業への就業を希望する離職者等に対し、漁業への就労を支援する研修事業について助成した。

2 沿岸漁業者等福祉対策事業

漁業労働力を安定的に確保するとともに、沿岸漁業者等の福祉対策の推進を図るため、全国共済水産業協同組合連合会が56年度から発足させた自主的な全国規模の漁業者老齢福祉共済の業務運営及び加入促進活動の円滑化と漁業者の老後の福祉向上を図るための知識の普及等を行うのに要する経費について助成した。

第4節 水産制度金融

1 概 況

14年度の漁業金融の状況をみると、15年3月末現在の全金融機関の総貸出残高は1兆9,087億円となり、前年比6.9%の減少となった。

これを漁業規模別にみると、中小沿岸漁業向けが1兆7,203億円、大規模漁業向けが1,882億円で、中小沿岸漁業向けが大宗を占めている。

次に金融機関別貸出状況をみると、系統金融機関が兆億円で最も大きく、一般金融機関が5,120億円、政府系金融機関が1,677億円となっている。これを前年と比べると、系統金融機関が2.5%、一般金融機関が14.8%、政府系金融機関が10.5%のそれぞれ減少となった。構成比をみると、系統金融機関が64.4%、一般金融機関が26.8%、政府系金融機関が8.8%となっている。

2 系 統 金 融

(1) 貯 金

14年度における漁協貯金は、表7のとおり、15年3月末で1兆1,782億円となり、前年同期に比べ1,232億円（9.5%）の減少となった。

これは、漁協信用事業の信漁連への譲渡が進んだことが主な要因である。

(2) 貸 出 金

14年度における漁協貸出金は、表8のとおり、15年3月末で4,061億円となり、前年同期に比べ436億円（9.7%）の減少となった。漁協の貯貸率については、前年同の34.5%となった。なお、漁協・信漁連・農林中金で構成される系統金融機関の15年3月末の貸出金残高を、上部機関からの借入金を差し引いた純残高ベースでみると、合計1兆1,932億円となり、対前年度599億円の減少となった。

表7 漁協貯金・漁協貯貸率の推移

	(単位：億円，%)		
	13/3月末	14/3月末	15/3月末
漁協貯金(A)	14,532	13,014	11,782
漁協貸出金(B)	5,160	4,497	4,061
漁協の貯貸率(B/A)	35.5	34.5	34.5

3 一 般 金 融 機 関

銀行、信用金庫等一般金融機関の貸出状況は、表10のとおり、15年3月末で5,120億円である。これを金融機関別にみると、地方銀行が2,639億円で最も大きく、ついで信用金庫946億円、第二地方銀行620億円の順となっている。

表8 一般金融機関の漁業に対する貸付残高

	(単位：億円，%)		
	14/3月末	15/3月末	増加率
都市銀行	594	490	△17.5
地方銀行	2,792	2,639	△5.5
第二地方銀行	733	620	△15.4
信託銀行	—	—	—
長期信用銀行	—	—	—
信託勘定	34	22	△35.3
信用金庫	1,024	946	△7.6
計	6,012	5,120	△14.8

(15年3月末の信託銀行、長期信用銀行の貸付残高は集計不能のため記入しない。また、計と都市銀行以下の積み上げとの金額は一致しない。)

4 農林漁業金融公庫資金

農林漁業金融公庫は、農林漁業者に対し、農林漁業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金の融通を行っており、水産関係資金としては、漁業経営改善支援資金、漁船資金水産加工資金等8資金（農林漁業共通の資金を含む。）がある。

14年度の貸付決定額は表9のとおりで、水産業をめぐる近年の厳しい情勢の中で、189億円と前年度の

表9 農林漁業金融公庫資金貸付決定状況

	(単位：百万円，%)		
資金名	13年度	14年度	14/13
漁業経営改善支援	—	7,740	
構造改善推進(沿構)	283	81	28.6
漁業経営再建整備	490	31	6.3
中山間地域活性化	737	804	109.1
振興山村・過疎	20	—	
漁業基盤整備	2,121	1,683	79.4
漁船	5,471	789	14.4
農林漁業施設	3,398	1,254	36.9
水産加工	3,922	6,503	165.8
沿岸漁業経営安定	2,301	54	2.3
計	18,742	18,938	101.0

(単位未満四捨五入のため合計が合わないことがある。)

1.0%増となった。

5 漁業近代化資金等の制度資金

(1) 漁業近代化資金

漁業近代化資金制度は、漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的として44年に創設され、漁業者等に対し、漁船資金を中心に長期かつ低利の施設資金等の融通を行ってきた。

13年度の融資実績は、融資枠1,250億円に対し、370億円となっており、前年度より37億円減少した。

用途別にみると、前年度に比べ養殖用施設が9億円、漁具等施設が3億円、水産動植物の種苗購入・育成が25億円の減少となった。

表10 漁業近代化資金の用途別融資額

	(単位：百万円，%)			
	金 額	構 成 比	13年度	14年度
都道府県承認分				
漁船(20トン以上)	1,432	2,019	3.5	5.5
漁船(20トン未満)	15,677	15,298	38.5	41.4
養殖用施設	3,007	2,099	7.4	5.7
加工用施設	3,175	3,281	7.8	8.9
漁具等施設	2,149	1,804	5.3	4.9
水産動植物の種苗購入・育成	13,349	10,805	32.8	29.2
共同利用施設	1,916	1,667	4.7	4.5
計	40,705	36,973	100.0	100.0
国の直接利子補給分				
共同利用施設	0	0	0.0	0.0
合 計	40,705	36,973	100.0	100.0

(単位未満四捨五入のため合計が合わないことがある。)

(2) その他の制度資金

主なものとして、漁業経営が困難となっている中小漁業者であって、漁業再建整備特別措置法に基づく漁業経営再建計画の認定を受けた中小漁業者の固定化債務の整理を行い漁業経営の再建を図ることを目的として51年度に創設した漁業経営維持安定資金がある。

14年度については8億円の融資を行っており、前年

表11 その他制度資金融資・貸付状況

資 金 名	(単位：百万円)	
	13年度	14年度
漁業経営維持安定資金	2,362	750
水産物生産流通等高度化資金	-	-
国際規制関連経営安定資金	68	0
漁業経営再建資金	0	0
漁業経営改善促進資金(極度額)	8,061	7,071
漁業経営環境変化対応緊急資金	-	-
漁業経営高度化促進支援資金	449	137

度より7億円増加した。

また、漁業再建整備特別措置法に基づく構造改善事業を行う漁業者に対し、低利の短期運転資金を融通し経営の体質強化を図るため7年度に創設した漁業経営改善促進資金については、14年度に71億円の貸付を行っており、前年度より7億円減少した。

6 沿岸漁業改善資金

沿岸漁業改善資金制度は、沿岸漁業従事者等が経営、操業状態の改善を図るため自主的に近代的な漁業技術や合理的な漁業生産方式又は漁ろうの安全の確保等のための施設を導入し、又は生活の改善を図るため合理的な生活方式を導入することを促進するとともに、青年漁業者等による近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の修得や経営の基礎の形成を助長するため、沿岸漁業従事者等に対する中・短期の無利子資金の貸付を行う都道府県に対し国が必要な資金を助成する制度として54年に創設された。

表12 沿岸漁業改善資金実績

	(単位：百万円)		
	12年度	13年度	14年度
経営等改善資金	2,906	2,878	2,509
生活改善資金	66	7	44
青年漁業者等養成確保資金	862	627	654
合 計	3,834	3,512	3,207
補助金交付額	41	111	12
対象都道府県	41県	41県	41県

7 中小漁業融資保証保険制度

中小漁業融資保証保険制度は、「中小漁業融資保証法」に基づき中小漁業者等に対する金融機関の貸付について漁業信用基金協会がその債務を保証し、その保証につき農林漁業信用基金が保険を行うものである。

14年度の保証状況をみると、年度中の保証額は1,306億円で前年比3.3%の減少となり、年度末保証残高は2,459億円で3.5%の減少となった。保証残高を金融機関別にみると、信漁連は前年比1.7%の増加となったが、農中は8.0%、漁協は8.8%、銀行等は9.8%の減少となった。次に資金種類別にみると、漁業近代化資金は、前年比5.5%、一般資金は1.1%の減少となった。

なお、14年度中の代位弁済額は32億円で前年比1億円の増加となり、この結果単年度事故率は2.3%、累計事故率は3.4%となった。

第5節 水産業協同組合

1 概 要

(1) 水産業協同組合の現況

15年3月末現在における水産業協同組合は、単位組合が3,382（沿海地区漁協1,607、内水面漁協886、業種別漁協180、漁業生産組合562、水産加工協147）、連合会が184（漁連137、信漁連35、水産加工連11、共水連1）、うち全国段階連合会が11となっている。

(2) 漁協系統をめぐる状況

我が国周辺水域の資源水準の低下による漁獲量の減少、魚価の低迷等による我が国漁業の不振を背景に、漁協系統をめぐる情勢も厳しさを増している。

このような状況の中で、漁協系統に対しては、水産基本法の理念である「水産物の安定的供給の確保」や「水産業の健全な発展」の実現に向けて、より積極的な役割を果たしていくことが期待されており、資源管理を始めとする水産業の新たな課題に的確に対応していくためには、漁協系統の組織・事業基盤強化が急務となっている。

2 漁業協同組合等特別対策事業

(1) 趣 旨

漁協系統が漁村地域における中核として期待される役割を十全に果たしていくため、その人的基盤の強化、財務面での健全化を図る事業を実施した。

(2) 内 容

認定漁協へつながる漁協合併等の円滑な推進に資するための啓発・普及活動、事業の健全化・適正化を図るための監査活動、漁協系統組織職員等の人材育成を行うための研修・教育活動、漁協系統の育成・強化を図るための近隣諸国の漁協系統組織との国際交流活動、漁協合併又は信用事業譲渡による漁協の財務状況の調査分析に要する経費に対して補助を行った。

3 漁協系統新生対策推進事業

(1) 趣 旨

漁協による資源管理等の取組を促進するため、資源管理等に精通した人材育成を行うとともに、資源管理を支えるための漁協系統の事業・組織改革等への支援を実施した。

(2) 内 容

資源管理等環境問題に精通した人材育成のための役員研修、資源管理等環境問題に取り組む非営利活動

団体との連携、情報ネットワークを活用した資源管理等に関する情報交換の推進、資源管理を支えるための経済事業等実施体制の見直し・検討、各地域における水産業振興方策の検討等に要する経費に対して補助を行った。

4 漁協組織緊急再編対策事業

(1) 趣 旨

資源管理、担い手育成等の水産業の新たな課題を担うに足る基盤を備えた漁協（認定漁協）を育成するため、合併・事業統合を促進するとともに、財務改善を図る漁協組織・事業の再編を進める対策を実施した。

(2) 内 容

①漁協合併等促進対策事業

認定漁協につながる合併等を促進するため、合併等予定漁協を対象として、プロジェクトチーム派遣による経営診断、漁協役員の意識啓発のための研修、地区合併協議会の推進、経営困難漁協に対する濃密経営指導等に要する経費に対して補助を行った。

②漁協経営体質強化等促進事業

合併等実施漁協の経営体質の強化を図るための検討会の開催及び指導、職員の資質向上のための実務研修、事務の合理化のための機器（パソコン等）等の導入等に要する経費に対して補助を行った。

③利子補給事業

認定漁協につながる合併を行う漁協及び信漁連への信用事業譲渡を行う漁協が、合併等に伴い必要な借入をする際に、都道府県が行う利子補給に対して補助を行った。

5 漁協系統信用事業実施基盤強化対策事業

(1) 趣 旨

漁協から信漁連への信用事業譲渡を推進するために、譲渡予定漁協に対する指導、信用事業を譲り受ける信漁連に対する信用事業実施基盤の強化を実施した。

(2) 内 容

漁協から信漁連への信用事業譲渡を円滑に進めるため、譲渡予定漁協における財務内容の把握・指導、漁協役職員への啓発普及等を実施するとともに、信用事業を譲り受ける信漁連に対し、事業の運営効率化を図るための検討、計画策定とそれに従った機器整備等に要する経費に対して補助を行った

第6節 水産物の流通加工・需給・消費対策

1 水産物の需給・価格動向

14年（1月～12月）における我が国の漁業・養殖業の総生産量は582万8千tで、前年に比べ4.9%減少した。

魚種別には、かたくちいわし、びんなが、ます類、のり類（養殖）、ほたてがい（養殖）、ぶり類（養殖）等が増加し、まいわし、さば類、さんま、かき類（養殖）、こんぶ類（養殖）、わかめ類（養殖）等が減少した。

14年の水産物の輸入量は382万1千tで、前年に比べ0.1%減少した。

14年の産地価格は、産地水産物卸売価格指数総合では105.0（平12=100）で、前年に比べ4.1%上昇した。

これは、かたくちいわし、ほっけ、さけ類等の価格が低下したものの、さんま、するめいか（冷）、するめいか等の価格が上昇したためである。

14年の消費地価格は、消費地卸売価格指数総合では97.2（平12=100）で、前年に比べ0.7%低下した。

これは、まいわし、たこ（冷）、たら（冷）等の価格が上昇したものの、びんなが（冷）、まぐろ（冷）、まだい等が低下したためである。

2 水産物の流通対策

(1) 水産物産地流通加工施設高度化対策事業

ア 趣旨

多様化・高度化する流通・消費システムに的確に対応し、安全かつ高品質な水産物を安定的に供給するとともに、水産物の流通・加工分野における循環型社会への的確な対応を推進するために必要な流通・加工施設の整備を計画的、効率的に実施する。

イ 事業の概要

(ア) 産地流通機能強化型施設整備事業

産地市場の統合再編整備により拠点化を図る地域、年間の水揚量がおおむね5千トン以上の大型拠点産地等において、地域水産物の付加価値の向上を図り、鮮度・品質・規格の揃った水産物を効率的に供給する産地流通体制の強化に必要な卸売場建物、冷蔵施設等の共同利用施設の整備等を行う。

a 産地市場統合再編整備事業

都道府県が策定する産地市場の再編整備計画に即して、産地市場機能の強化を図るため、産地市場の統合を計画している拠点産地において、水産

物の広域・大量流通に対応した大規模かつ先進的な産地市場に必要な施設の整備を行う。

b 大型拠点産地整備事業

産地から消費地への水産物の安定的出荷を推進し、水産物流通の合理化及び近代化を図るため、拠点産地において、当該生産圏における流通・加工機能の促進・強化に必要な施設の整備を行う。

c 大都市流通センター整備事業

水産物流通の大幅な拡大に対応し、消費地における需給調整機能の強化及び地域水産物の高付加価値を図るため、大都市又はその周辺地域において、水産物の大都市流通拠点に必要な施設の整備を行う。

(イ) 環境対策等高度化施設整備事業

「循環型社会の形成」に向けての新たな環境対策の高度化、多様化する消費者ニーズに対応するための加工技術等の高度化、水産物の品質・衛生管理の高度化を図るために必要な施設の整備等を行う。

a 環境対策高度化施設整備事業

水産物の流通加工過程における排水処理、水産加工残滓等のリサイクル等に必要な高度な処理機能を有する施設の整備を行う。

b 加工技術高度化施設整備事業

地方公共団体の試験研究機関による指導の下、漁業者、水産加工業者等が地域水産物の付加価値向上対策・環境対策に関する技術開発等を実施するために必要な地域開放型の試験研究施設の整備を行う。

c 品質管理高度化施設整備事業

近年の流通・加工形態及び需要者のニーズに対応した品質・衛生管理の強化のために必要な高度な品質・衛生管理機能を有する施設の整備を行う。

(ウ) 無廃棄型水産加工団地基盤整備事業

水産加工団地から排出される加工残滓等を有効利用し、排出物をゼロにするゼロエミッション型水産加工団地を整備するため、水産物の加工過程における廃水処理水・加工残滓の再生利用に必要な施設の整備等を行う。

ウ 事業実施主体等

(ア) 事業期間：平成13年度～17年度（但し、イの(ウ)は平成14年度～15年度）

(イ) 事業実施主体：地方公共団体、水産業協同組合等

(ウ) 補助率：1／3以内（但し、イの(イ)のa及びb並びに(ウ)は1／2以内）

(エ) 事業内容：卸売場建物、製氷施設、冷凍施設、処理加工施設、品質検査施設、試験研究施設、排水・

廃棄物処理施設等、残滓処理施設等

(2) 水産物産地流通機能強化対策事業

産地市場を中心とする水産物流通の活性化を図るため、水産物産地流通機能強化対策基本方針策定のための協議会、情報ネットワーク化、量販店等との新たな取引や一次処理・加工分野への進出に関する研修会、市場動向調査、製品の改良開発、消費地フェア、市場間の集荷体制整備、地元加工業者との連携等による特産物の開発、給食等への利用、地域消費者への普及啓発等による水産物の利活用の促進、モデル的な共同出荷事業等を行った。事業実施主体は都道府県等であり、補助率は1／2で実施した。

(3) 水産物サプライチェーン流通パイロット事業

現在の水産物流通は、①多段階で流通経路が長く、②その過程で荷姿が複数回変化する、③物流・商流コストがかかる、④消費動向が産地・中間流通に伝わりにくい等の問題を有しており、流通効率化への取組が特に必要となっていることから、物流、商流、情報流において、産地での水揚げから小売店での最終販売に至る最も効率的な供給の流れを構築するため、サプライチェーンマネジメントの水産物流通への適用効果について検討を行うこととし、これに必要な協議会や実証事業等に必要な経費について、財団法人魚価安定基金、全国漁業協同組合連合会等に補助を行った。

3 水産加工業対策

(1) 概 況

水産加工品の生産量（以下使用する数値は、陸上加工のみ）は、原料魚の供給や需要の推移によって左右されるところが大きい。平成14年の水産加工品生産量（生鮮冷凍水産物を除く。）は213万6,000 tで、前年に比べ5 %（11万7,000 t）減少し、生鮮冷凍水産物の生産量は140万4,000 tで、前年に比べ11 %（18万1,000 t）減少した。

ア ねり製品

ねり製品の生産量は67万6,600 tで、前年に比べ4 %（2万6,300 t）減少した。このうち、かまぼこ類は47万3,000 t、やきちくわは14万1,500 t、魚肉ハム・ソーセージ類は6万2,100 tで、前年に比べそれぞれ4 %（2万1,300 t）、3 %（4,400 t）、1 %（600 t）減少した。

イ 冷凍食品

冷凍食品の生産量は31万5,800 tで、前年に比べ2 %（5,000 t）減少した。このうち、魚介類（切り身、むきえび等の加工品）は15万6,800 tで、前年に比べ3 %（4,100 t）増加したが、水産物調理

食品は15万9,000 tで、前年に比べ5 %（9,200 t）減少した。

ウ 乾製品

乾製品の生産量は34万1,100 tで、前年に比べ4 %（1万6,000 t）減少した。このうち、煮干し品は8万2700 tで、前年に比べ3 %（2,400 t）増加したが、素干し品は3万6,000 tで前年並み、塩干品は22万2,500 tで、前年に比べ8 %（1万8,400 t）減少した。

エ 塩蔵品

塩蔵品の生産量は22万1,800 tで、前年に比べ16 %（4万1,200 t）減少した。このうち、さけ・ますは10万2,800 tで前年に比べ1 %増加したが、さばは3万8,400 t、たらこ・すけとうだらこは2万300 tで、前年に比べそれぞれ50 %（3万8,900 t）、15 %（3,400 t）減少した。

オ くん製品

くん製品の生産量は1万2,600 tで、前年に比べ21 %（2,200 t）増加した。

カ 節製品

節製品の生産量は11万6,300 tで、前年に比べ5 %（5,900 t）減少した。このうち、節類は7万900 t、けずり節は4万5,400 tで、前年に比べそれぞれ6 %（4,600 t）、3 %（1,300 t）減少した。

キ その他の食品加工品

その他の食用加工品の生産量は45万2,000 tで、前年に比べ5 %（2万5,200 t）減少した。このうち、調味加工品は28万9,800 t、水産物漬物は7万6,100 t、塩辛類は3万4,500 tで、前年に比べそれぞれ6 %（1万8,500 t）、5 %（4,000 t）、3 %（1,200 t）減少した。

ク 生鮮冷凍水産物

生鮮冷凍水産物の生産量は140万4,000 tで、前年に比べ11 %（18万1,000 t）減少した。このうち、さけ・ます類は12万3,700 tで、前年に比べ6 %（7,000 t）増加したが、いわし類は22万9,500 t、さんまは11万9,000 t、さば類は18万6,000 tで、前年に比べそれぞれ18 %（5万 t）、32 %（5万7,300 t）、15 %（3万2,100 t）減少した。

(2) 主な水産加工業対策

ア 地域水産物の利用拡大を図ったほか、品質管理の向上に向けた取組を推進し、地域における水産加工技術開発の総合的な充実強化を図るため、水産物の栄養機能を活かした多用途素材化を目的とした利用技術の開発、地域水産加工品の生産体制を確立するための加工技術の高度化、地域水産物の高付加価値

化等に向けた加工製造技術の開発を行う地域水産加工技術高度化事業に対し助成した。

イ 最先端の精製技術や酵素発酵等を利用した生物工学的技術を活用して、水産資源（混獲魚介類、廃棄物等）を有効に利用する技術開発を行い、循環型水産業の形成に貢献する「先端技術を活用した水産資源循環型利用技術の開発」に助成した。

ウ 水産物の品質や安全性を確保するための、評価技術、殺菌技術及び新たな加工技術等について先端技術を導入して開発し、国民への安全・高品質な水産物の供給を確保するとともに、水産加工流通の振興に資する「水産加工流通合理化技術の開発」に助成した。

エ 水産加工業における環境問題の発生状況及び対策の実施状況等について調査・検討を実施した。事業の委託先は財団法人農林統計協会である。

オ 地域水産加工品のブランド化を契機とした事業基盤強化を図るため、ブランド検討、ブランド確立、ブランド普及を行う「みなとまち水産加工振興事業」に対し助成した。

カ 食品の品質や安全に関する消費者ニーズに応えるため、水産業者が実施する、安全で高品質な水産物を提供するための、生産から消費に至る各段階における取組を推進し、HACCP方式導入のための普及啓発を行う水産食品品質高度化総合対策事業に対して助成した。

キ 近年の水産加工業をめぐる厳しい情勢に対応して、我が国近海資源の有効利用と水産加工業の体質強化を図るため、「水産加工業施設改良資金融通臨時措置法」（昭和52年法律第93号）に基づき、水産加工資金（融資枠88億円）の融通を措置した。

ク 水産資源の有効利用の促進、経営不振水産加工業者の経営の維持・安定等を図るため、水産加工経営改善促進資金（融資枠145億円）の融通を措置した。

4 水産物の需給安定対策

(1) 魚価安定基金造成事業（水産物調整保管事業）

近年における水産物の価格変動に対処し産地及び消費地を通ずる水産物価格の安定を図るため、漁業生産者団体等が、主要水産物の調整保管事業（水揚げが集中して産地価格が低迷する際に漁業生産者団体等がこれを一定の価格で買い取り、冷蔵庫等で調整保管し、価格が上昇した際に放出する事業）を実施した際買取代金金利、保管料等を助成するために必要な資金を（財）魚価安定基金に追加造成した。

(2) 水産物流通グローバル化影響調査事業

世界的に流通する水産物の取引形態の変化等が、現に国内の需給調整、価格形成に及ぼしている影響を明らかにするため、主要な産地及び消費地において、価格、入荷量等に関する情報を収集し、その実態と影響を調査分析した。事業の委託先は、社団法人漁業情報サービスセンターと、財団法人流通経済研究所である。

(3) 水産物流通加工改善モデル事業資金造成

加工用原料、漁業用餌料の安定供給を図るため、生産者と需用者間における安定供給契約による円滑な取引等を促進するために必要な経費について、漁業生産者団体等に対し、財団法人魚価安定基金を通じて補助を行った。

5 水産物の消費拡大対策

水産物消費改善推進対策事業

消費者の適切な消費活動の実現及び限りある水産資源の有効かつ持続的な利用に資するため、水産物の有用性や活用法の周知、将来、我が国の魚食文化の主たる担い手となる若年層を対象とした啓発活動等を行うとともに、水産物資源管理への取組等水産物の生産に関する情報等の発信を行った。事業実施主体は社団法人大日本水産会、全国漁業協同組合連合会であり、補助率は、1／2及び定額で助成した。

6 水産物の輸出入

(1) 輸出入の概況

ア 輸 出

14年の水産物総輸出額は、1,365億100万円であり、前年に比べ、0.9%増加となった。

輸出額が増加した主な品目は、ほたてがいが、たら等であり、逆に減少した品目は、真珠、いか等である（表13）。

また、輸出先別にみると、香港（25%）が最も大きく、次いで米国（21%）、韓国（14%）、中国（8%）、タイ（6%）と続いている。

表13 14年水産物輸出実績

単位：数量はt、[]干しのり千枚
金額は百万円、()は千ドル

品 目	数 量	金 額
総 計	[18,111] 306,659	136,501 (1,087,550)
(1) 真 珠 (真珠及び真珠製品)	47	33,189 (263,703)
(2) 貝柱調製品	1,832	9,547 (76,178)
(3) ほたて貝 (生・冷・凍・塩・干)	4,741	9,070 (72,125)
(4) まぐろ・かじき類 (生・冷・凍)	31,226	8,639 (69,033)
(5) 水産練り製品	6,200	4,046 (32,393)
(6) さけ・ます類 (生・冷・凍)	34,108	3,695 (29,939)
(7) い か (生・冷・凍)	24,473	2,946 (23,213)
(8) 食用海草 (焼・味付けのりを含む)	2,284	2,683 (21,419)
(9) かつお類 (生・冷・凍)	29,559	2,591 (20,470)
(10) さんま (生・冷・凍)	18,313	1,843 (14,564)

イ 輸 入

14年の水産物の総輸入額は、1兆7,621億9,600万円、前年より2.2%増加した。

輸入額が増加した品目は、まぐろ・かじき類、いか等で、逆に減少した品目は、たら卵、うなぎ調製品等である(表14)。

表14 14年水産物輸入実績

単位：数量はt
金額は百万円、()は千ドル

品 目	数 量	金 額
総 計	3,821,012	1,762,196 (14,129,646)
(1) え び (活・生・冷・凍)	259,962	297,403 (2,392,603)
(2) まぐろ・かじき類 (生・冷・凍)	365,547	243,383 (1,947,140)
(3) さけ・ます類 (生・冷・凍)	270,158	104,624 (841,579)
(4) か に (活・生・冷・凍)	105,226	89,773 (727,235)
(5) うなぎ調製品	59,753	62,503 (493,872)
(6) たら卵 (生・冷・凍・塩・干・燻)	35,779	51,130 (403,194)
(7) えび調製品	42,493	47,512 (381,557)
(8) い か (活・生・冷・凍)	96,459	46,006 (369,574)
(9) た こ (活・生・冷・凍)	74,361	42,689 (337,611)
(10) たら類 (すり身含む、生・冷凍)	164,291	42,493 (338,361)

(2) 水産物の非自由化品目

我が国では、沿岸・沖合漁業の主要対象魚種について、無秩序な輸入により国内の漁業生産及び需給に悪影響が生じないように輸入割当制度の対象種としている。昭和35年以降、漸次自由化され、現在の輸入割当品目は次のとおりである。

○活、生鮮、冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬けのさば、あじ、いわし、たら、すけとうだら、さんま及びぶり、並びにそれらの魚類のフィレ及びその他の魚肉、フィッシュミール。

○煮干し。

○冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬けのたら卵。

○活、生鮮、冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬けのほたて貝、貝柱及びいか(もんごういかを除く)。

○食用のり、こんぶ、青のり及びひとえぐさ並びにそれらの調製食料品。

表15 14年度補助金等

(単位：千円)

水産物持続的利用推進対策事業	20,638
水産加工残滓高度リサイクル推進事業	10,000
水産物輸入対策調査検討事業	19,597
水産物流通グローバル化影響調査事業	29,800
水産加工業環境整備推進調査事業費	15,000
水産物産地流通加工施設高度化対策事業	1,417,046
うち産地流通機能強化型施設整備事業	686,579
うち環境対策等高度化施設整備事業	264,309
うち無廃棄型水産加工団地基盤整備事業	466,158
地域水産加工技術高度化事業	31,482
水産物産地流通機能強化対策事業	53,408
みなとまち水産加工振興事業費	22,489
水産食品品質高度化総合対策事業	110,426
産地電子情報ネットワーク化事業	90,000
輸出水産物衛生基準等調査事業費	29,998
水産物調整保管事業資金造成費	502,000
水産物流通加工改善モデル事業資金造成	475,600
水産物サプライチェーン流通パイロット事業費	200,000
水産加工経営改善促進資金	40,752
水産加工資金	3,538
水産物消費改善推進事業	60,000
水産加工流通合理化技術の開発	34,660
先端技術を活用した水産資源循環型利用技術の開発	40,000

第7節 漁船損害等補償制度

1 概 況

漁船損害等補償制度は、漁船及び漁船積荷につき不慮の事故による損害をてん補するとともに、漁船の運航に伴う損害賠償、費用負担による損害をてん補する

こと等を目的とした制度であり、「漁船損害等補償法」(昭和27年法律第28号)に基づく漁船保険(普通保険、特殊保険)、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険、漁船積荷保険及び任意保険並びに「漁船乗組員給与保険法」(昭和27年法律第212号)に基づく漁船乗組員給与保険から構成される。

これらの保険の元受は漁船保険組合が行っている。そのうち特殊保険及び漁船乗組員給与保険については国が再保険を行い、普通保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険、漁船積荷保険及び任意保険については漁船保険中央会が再保険を行い、さらにその一部につき国が再々保険を行っている。

2 漁船保険等事業

(1) 漁 船 保 険

この保険は、漁船につき、滅失、沈没、損傷その他の事故により生じた損害をてん補するものであり、戦乱等によらない事故により生じた損害をてん補する普通保険と、戦乱等による事故により生じた損害をてん補する特殊保険がある。普通保険には、これらの損害のみをてん補する普通損害保険と、これらの損害をてん補するとともに、保険期間が満了した場合に保険金額相当の保険金を支払う満期保険がある。

ア 普通保険

(ア) 普通保険の加入状況

14年度において普通保険に加入した漁船は、22万254隻、110万9,300 tである。このうち普通損害保険の加入隻数は21万3,980隻で、満期保険の加入は(継続分を含む) 6,274隻である。

加入隻数を前年度と比べると総隻数では4,420隻減となっており、20 t未満階層では4,255隻(1.9%)減少し、20 t以上階層では165隻(7.3%)減少している。トン数階層別に普通保険の構成比を見ると動力漁船では、5 t未満が87.1%を占めており、以下5 ~ 9 t 7.4%、10 ~ 19 t 4.4%、20 ~ 49 t 0.1%、50 ~ 99 t 0.2%、100 ~ 999 t 0.6%となっており、無動力漁船は0.2%である。

次に13年12月31日現在の在籍漁船数と加入隻数を対比した隻数加入率をみると、加入総隻数では、63.3%の加入率となっており、このうち動力漁船では、5 t未満は62.6%、5 ~ 19 t は87.9%、20 ~ 49 t は77.1%、50 ~ 99 t は77.5%、100 ~ 999 t は83.4%となっており、無動力漁船は4.3%であった。

また、保険価額に対する保険金額の割合すなわち付保率は、動力漁船では、5 t未満95.1%、5 ~ 9 t 93.1%、10 ~ 19 t 95.1%、20 ~ 49 t 98.1%、50

~ 99 t 98.1%、100 ~ 999 t は90.5%で、動力漁船総数では93.7%を示しており、これらの引受保険金総額は1兆2,996億円であって、前年度に比べて488億円の減を示している。

(イ) 保険事故

14年度において保険金を支払った普通保険事故は59,442件、支払保険金額は184億9,973万円であり、前年比7.5%の減となった。

(ウ) 漁具特約の引受及び事故

漁船に属する漁具については、特約がある場合のみ、その属する漁船とともに保険の目的とし得ることとなっており、普通保険においては、漁船とともに全損した場合に限りてん補することとなっている。

14年度において、漁具特約の引受件数は(特殊保険を含む)は431件で、保険金額は42億3,464万円であった。

なお、保険金を支払ったものは3件2,953万円であった。

イ 特殊保険

14年度の保険契約件数は182件で、保険金額は275億345万円であり、その内訳は北部漁場181件272億1,345万円、西部漁場0件、南部漁場1件2億9,000万円であった。

なお、保険金の支払いはなかった。

(2) 漁船船主責任保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者が、その所有し、若しくは所有権以外の権原に基づき使用する当該漁船の運航に伴って生じた費用で自己が負担しなければならないものを負担し、又は当該漁船の運航に伴って生じた損害につき自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害をてん補するものである。

14年度の保険契約隻数は、基本損害216,796隻、乗客損害14,172隻、人命損害10,105隻で、保険金額はそれぞれ15兆9,686億6,500万円、5兆378億2,500万円、305億4,300万円であり、純保険料額はそれぞれ37億5,589万円、3億3,907万円、4,566万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、基本損害2,303件26億9,836万円、乗客損害55件2億729万円、人命損害12件2,866万円であった。

(3) 漁船乗組船主保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者であって、その所有し、又は所有権以外の権原に基づき使用する当該漁船の乗組員であるものにつき当該漁船の運航に伴って死亡及び障害の事故が生じた場合に一定の金額を支払うものである。

14年度の保険契約隻数は27,615隻で、保険金額は

398億3,050万円であり、純保険料額は4,929万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、29件2,353万円であった。

(4) 漁 船 積 荷 保 険

この保険は、漁船の所有者又は使用者がその所有し、若しくは所有権以外の権原に基づき使用する漁船に積載した漁獲物等に生じた損害をてん補するものである。

14年度の保険契約隻数は941隻で、保険金額は1,214億9,060万円であり、純保険料額は2億5,463万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、17件3億2,281万円であった。

(5) 任 意 保 険

この保険には、①漁船により漁獲され漁船以外の船舶で漁場から運搬中の漁獲物又はその製品につき、滅失、流失、損傷その他の事故により生じた損害をてん補する転載積荷保険と、②スポーツ又はレクリエーションの用に供する小型の船舶（プレジャーボート）の運航に伴いプレジャーボートの所有者等が負担する賠償責任に基づく賠償等による損害をてん補するプレジャーボート責任保険の2種類がある。

14年度の保険契約隻数は、転載積荷保険122隻、プレジャーボート責任保険7,303隻で、保険金額はそれぞれ85億2,089万円、6,110億6,900万円であり、純保険料額はそれぞれ860万円、5,858万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、プレジャーボート責任保険34件428万円であり、転載積荷保険の支払いはなかった。

(6) 漁船乗組員給与保険

この保険は、漁船の乗組員が抑留された場合における給与を保障するため、漁船保険組合が保険事業を行うものである。

14年度の保険契約件数は129件で、その内訳は北部漁場128件、西部漁場0件、南部漁場1件であった。

なお、保険金の支払いはなかった。

3 財 政 措 置

普通保険、漁船舶主責任保険及び漁船積荷保険については、一定の条件の下に国庫が純保険料の一部を負担することとなっている。14年度においては、国庫負担額は69億3,516万円であった。

また、漁船保険組合及び漁船保険中央会に対し、事業実施に必要な経費について9億4,715万円の助成を行った。

第8節 漁業災害補償制度

1 概 況

漁業災害補償制度は、「漁業災害補償法」（昭和39年法律第158号）に基づき、漁業協同組合等の協同組織を基盤とする漁業共済団体（漁業共済組合及び同連合会）が行う漁業共済事業及び漁業再共済事業並びに政府が行う漁業共済保険事業により、中小漁業者の相互救済の精神を基調として、その営む漁業につき異常の事象又は不慮の事故によって受ける損失を補てんするために必要な給付を行い、中小漁業者の漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的とするものである。

近年の我が国水産業を取り巻く情勢は、周辺水域の資源状況の悪化、漁業就業者の減少・高齢化など依然として厳しく、漁業経営は困難な現状におかれており、経営安定に漁業共済の果たす役割はますます重要となっている。

このような中で、14年度の加入状況は、加入件数42,512件、共済金額3,622億2,329万円、純共済掛金161億1,874万円であった。この加入実績は、前年度実績3,756億1,443万円に対し3.6%減（134億円減）となった。この内訳は、漁獲共済が前年度比0.7%増（15億円増）、養殖共済が前年度比12.7%減（100億円減）、特定養殖共済が前年度比7.8%減（61億円減）、漁業施設共済（14年10月より、従来の漁具共済から移行）は前年度比63.0%増（12.0億円増）となっている。

なお、13年度契約分に係る支払状況は、14年3月末現在で支払件数1,480件、支払共済金41億8,186万円であった。

2 漁 業 共 済 事 業

(1) 漁 獲 共 済

この共済は、漁業者の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額が共済限度額（過去一定年間の漁獲金額を基準として漁業者ごとに定める一定額）に達しない場合の損失について共済金を支払う事業である。

14年度の契約件数は、15,235件と前年度の13,888件に比べ増加し、共済金額では、2,181億3,765万円と前年度2,166億6,402万円に比べ0.7%の増加となった。

なお、13年度契約分に係る支払状況は、14年3月末現在で支払件数476件、支払共済金25億8,361万円であった。

(2) 養 殖 共 済

この共済は、養殖中の水産動植物が、台風や津波、赤潮等の災害により死亡、流失した等の損害について共済金を支払う事業である。

14年度の契約件数は、6,567件と前年度の7,022件に比べ減少し、共済金額では、686億7,906万円と前年度786億5,704万円に比べ12.7%の減少となった。

なお、13年度契約分に係る支払状況は、14年3月末現在で支払件数989件、支払共済金15億4,444万円であった。

(3) 特 定 養 殖 共 済

この共済は、特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額が共済限度額（過去一定年間の生産金額を基準として漁業者ごとに定める一定額）に達しない場合で、かつ、その生産数量が一定の数量に達しなかった場合の損失について共済金を支払う事業である。

14年度の契約件数は、6,240件と前年度の3,940件に比べ増加したものの、共済金額では、722億2,659万円と前年度783億4,195万円に比べ7.8%の減少となった。

なお、13年度契約分については、14年3月末現在で支払いはなかった。

(4) 漁 業 施 設 共 済

この共済は、供用中の養殖施設又は漁具の流失、損壊等の事故による損害について共済金を支払う事業である。平成14年10月より、従来は養殖共済又は特定養殖共済の共済目的とされていた養殖施設を共済目的に加え、漁具共済から漁業施設共済に移行した。

14年度の加入件数は、14,470件と前年度の297件に比べ増加し、共済金額では、31億8,000万円と前年度19億5,142万円に比べ63.0%の増加となった。

なお、13年度契約分に係る支払状況は、14年3月末現在で支払件数15件、支払共済金5,381万円であった。

3 財 政 措 置

14年度においては、漁業共済の加入者に対する共済掛金についての国庫補助額は73億625万円であった。

また、漁業共済組合及び同連合会に対して、事業実施に必要な経費について6億8,128万円の助成を行った。

第9節 沿岸・沖合漁業

1 沖合底びき網漁業

概要：沖合底びき網漁業は15t以上の動力漁船により底びき網を使用し、おおむね北緯25度以北、東経153度以西と東経128度30分（一部128度）の線により

囲まれた太平洋、オホーツク海及び日本海で行う漁業である。操業区域は46区分に細分化されており操業は資源保護上及び漁業調整上の厳しい制限のもとに主に自県沖を中心に行われている。

許認可隻数：14年末で441隻であった。

船型：160tまで4階層に分かれるが新41～新75t階層が131隻、新40t未満階層が148隻と最も多くなっている。

漁法：かけまわし、トロール及び2そうびきであり、オクタトロールは北海道周辺及び宮城～千葉までの沖合で操業しており、2そうびきは岩手の一部、太平洋南海区及び島根～福岡で操業している。北海道及びその他の海域においては主としてかけまわしによる操業が行われている。

漁獲量：13年は35万tで前年に比べ5万t減少した。魚種別にはすけとうだら11万t、ほっけ10万t、かれい類1万7千tとなっている。

2 小型底びき網漁業

小型底びき網漁業は総トン数15t未満の動力漁船により底びき網を使用して営む漁業であり、地先沿岸を漁場とするものから沖合域を漁場とするものまで地域により多様であって、沿岸漁業の中においては、釣、延縄とともに代表的な地位を占めている。本漁業は他種沿岸漁業と比較すると、漁獲効率がが高く、資源に及ぼす影響が大きい。また、漁場が競合する同業種間、あるいは他種沿岸漁業との間において漁業者同士の紛争が発生する恐れがあるので、漁業調整上の見地から都道府県知事が許可することができる隻数の最高限度を農林水産大臣の告示により定めている。また、海域によっては船舶の総トン数若しくは馬力数の最高限度を定めることができることとなっているほか、漁具漁法についても漁獲効率が低い2そうびき漁法、網口開口板等の使用を農林水産大臣が特に定める海域以外は禁止している。本漁業の14年の許可総枠隻数約2万2千隻である。14年の漁獲量は約44万4千tでほぼ前年同となっている。漁獲物はひらめ、かれい類、えび類の中高級魚が多く、生鮮、そう菜物として利用されている。

3 まき網漁業

総トン数40トン（北海道恵山岬灯台から青森県尻屋崎灯台に至る直線の中心点を通る正東の線以南、同中心点から尻屋崎灯台に至る直線のうち同中心点から同直線と青森県の最大高潮時海岸線との最初の交点までの部分、同交点から最大高潮時海岸線を千葉県野島崎

灯台正南の線と同海岸線との交点に至る線及び同点正南の線から成る線以東の太平洋の海域にあっては、総トン数15トン）以上の動力漁船によりまき網を使用して行う大中型まき網漁業の15年1月現在の許認可隻数は、220隻であった。

また5トン以上40トン未満（北部太平洋海域においては15トン未満）の中型まき網漁業の大臣枠付隻数は、15年1月現在で536隻となっている。13年におけるまき網漁業の漁獲量は約126万トン（うち大中型まき網漁業約91万トン）で、前年より約10万トンの減となった。これは主にまいわし、さば類の漁獲減によるものである。

4 ずわいがに漁業

日本海及びオホーツク海のずわいがにには、主として沖合底びき網漁業、小型機船底びき網漁業及びかご漁業により漁獲されている。このうち、ずわいがにを漁獲目的とする10t以上船（小型機船底びき網漁業及び沖合底びき網漁業を除く。）については大臣承認となっており、沖合底びき網漁業・小型機船底びき網漁業も含めて、ずわいがにの漁獲時期、体長制限等を省令で規制している。14年度の承認隻数はかご漁船18隻であった。13年のずわいがにの全国漁獲量は約5千tである。

5 さんま漁業

さんま漁業を大きく2つに分けると10t以上の漁船で千葉県野島崎燈台正東の線以北の太平洋の海域において漁を営む指定漁業（承認漁業）と10t未満の小型船で漁を営む知事許可漁業がある。（このうち指定漁業については、平成14年3月31日までは承認漁業であったが平成14年4月1日から「北太平洋さんま漁業」として指定漁業へ移行した。）

漁法として、北太平洋さんま棒受網漁業では棒受網のみであるが、知事許可漁業に関しては、流し網による漁も行っている。

本漁業の漁期は、さんまの回遊が索餌のための北上する魚群及び産卵のための南下魚群が形受網成される8月から12月と限定されており、さんま漁船の多くがさけ・ます流し網漁業等との兼業船である。指定漁業における操業時期は、8月1日から12月31日までとなっている。

14年度のさんま漁業の大臣許可隻数は229隻で、前年度から3隻減少している。漁獲量については、12年の漁獲量は21万t、13年の漁獲量は26万トンとなっている。

6 いかつり漁業

いかつり漁業は、かつて沿岸零細漁業から沖合漁業へ、さらには海外漁業へと展開してきたが、魚価の低迷等によりいかつり専業船を中心に水揚げ額の不振が続いている。

いかつり漁業は大きく分けると船舶の総トン数により、その制度的扱いを異にしている。平成14年3月31日までは、総トン数30t以上の動力漁船によりいかつり漁業を営む場合は農林水産大臣の承認を必要とし、30t以上139t未満の漁船によるものを「中型いか釣り漁業」、139t以上の漁船によるものを通称「大型いか釣り漁業」と称し操業海域等を区分していた。

承認漁業だったいかつり漁業は、平成14年4月1日に指定漁業化され、平成14年8月1日の指定漁業の許可等の一斉更新時には、それまでの操業海域を変更することなく「中型いか釣り漁業」の総トン数の上限のみを139t未満から185t未満へ変更した。これにより、「中型いか釣り漁業」と「大型いか釣り漁業」の総トン数による区分が一部重複することとなったが、それまでの操業海域で区分していくこととなった。

一方、30t未満の漁船については、農林水産大臣の許可を必要としないが、それぞれの都道府県の事情に即した知事許可等の取り扱いが行われている。

なお、するめいかを目的とする5t以上30t未満船については、平成10年から農林水産大臣への届出漁業となっている。

14年度の許可隻数は大型いかつり漁業が79隻、中型いかつり漁業が171隻である。また、30t未満船は全国で約1万9千隻が稼働している。

7 かじき等流し網漁業

かじき等流し網漁業は大目流し網漁業と称しており、かじき、かつお又はまぐろをとることを目的とした漁業である。三陸沖を中心に古くから行われ基本的には自由漁業となっていたが、国際環境の変化により元年8月届出漁業とした。さらに、公海における操業は、3年の第46回国連総会の決議により4年12月末をもって停止となった。我が国200海里においては、公海域からの転換等により届出海域における漁獲努力量が増加する恐れがあるので、5年4月より知事許可又は海区承認による規制が行われている海域以外は操業禁止区域となった。本漁業の13年の漁獲量は約5千tであった。

8 遊漁・海面利用

近年の海に対する国民の関心の高まりの中で、海洋性レクリエーション人口の増加、行動範囲の広域化が顕著であり、また、これに伴い漁業との間で海面の利用をめぐるトラブルが頻発している。このため、各沿岸都道府県において海面利用協議会、地区協議会を開催するとともに、沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）に基づく漁場利用協定の締結を促進して、海洋性レクリエーション関係者と漁業者の協議・合意を通じた漁業と海洋性レクリエーションの漁場利用秩序の確立に努めた。また、遊漁者に対して、漁業関係法令、釣りマナー等漁場利用に必要な知識を周知、広報するための事業、漁業と海洋性レクリエーションにおける海面の円滑な利用調整及び合理的な紛争解決を図るため、海レク者の活動動向の把握及び意識の実態調査を実施するとともに、青少年を中心に水産資源の有効利用の重要性について認識を育み漁業への理解を促進するための水産教室等の開催、釣り人に対し、釣りマナー、釣場ルール、水産資源保護、釣場環境保全、釣場の安全等の指導を行う者を育成する釣り指導員活動推進事業を引き続き実施した。

遊漁船については、遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成14年法律第76号）が第154国会において成立し、6月19日に公布された。同法は平成15年4月1日に施行されることとされたため、この施行に向けて遊漁船業の適正化に関する法律施行規則（平成元年農林水産省令第37号）の改正を行う等、関係省令、告示の整備を実施した。また、政府広報等の枠組みを活用して、国民に制度改正の内容を周知するための取組を実施した。

また、遊漁船に関する現行制度の周知徹底、事故防止等を図るための遊漁船業安全・適正化推進事業を実施するとともに資源管理の取組を促進するため、遊漁による資源利用の適正化対策事業を実施したほか、遊漁船業に関する情報データの充実化のため遊漁船業基礎情報分析事業及び遊漁船業情報管理システム開発事業を実施した。

このほか、海洋性レクリエーション関係者に対する海面利用のルール等の普及・啓発を図る海面利用調整定着化事業やそのルール等の情報を提供するシステムの開発を図る海面利用情報システム等整備促進事業を実施した。

9 我が国200海里内における漁業取締り

(1) 外国漁船の取締り

平成11年1月の新日韓漁業協定、平成12年6月の新日中漁業協定の発効に伴い、ロシア漁船と合わせ約3千隻もの外国漁船が我が国の許可を受けて、我が国200海里内で操業を行うこととなった。水産庁ではこれら外国漁船による違反操業の未然防止のための立入検査を実施するとともに、違反及び無許可外国漁船の拿捕、違法設置漁具の押収等の漁業取締りを実施しており、特に外国漁船による違反が頻発している九州・山陰周辺などの海域については、漁業取締船、漁業取締航空機を重点的に配備している。

これら漁業取締りにより拿捕した違反漁船に対しては、司法処分を科すとともに、行政処分として許可の停止や取消しの処分を実施しており、平成14年における拿捕件数は38隻（韓国漁船25隻、中国漁船12隻、ロシア漁船1隻、前年21隻）であった。

また、平成14年における外国漁船による違法漁具の押収量は、刺網・延縄が約441km（前年約272km）、籠漁具が4,022個（前年335個）に達した。

(2) 沿岸・沖合等漁業の取締り

我が国の沿岸・沖合等漁業に関する取締りは、主として指定漁業、承認漁業等に対して行われているが、都道府県の知事許可の沿岸漁業に対しても指導・取締りを行っている。

また、検挙した違反漁船に対しては、司法処分が科されるとともに停泊処分や船長等の乗組み禁止処分などの行政処分を実施しており、平成14年における検挙件数は29隻（沖合底びき網漁業7隻、小型機船底びき網漁業2隻、いか釣り漁業3隻、中型さけ・ます流し網漁業11隻、その他漁業6隻、前年は19隻）であった。

(3) 漁業取締体制の強化

水産庁では、我が国200海里内における漁業指導・取締りのため、漁業取締船（官船5隻、用船29隻）、漁業取締航空機（チャーター機4機）を配備して取締りに当たっているところである。

しかし、外国漁船による違法操業が増加するとともに、違反を発見されると逃走したり追跡の妨害や体当たりをする悪質な漁船が増えており、これら違反漁船による違法な漁獲や漁具の残置・流失により我が国の水産資源や漁場環境の悪化が懸念されている。

このため、違反漁船に対する取締捜査能力の向上を図るため、漁具・漁獲物の回収船や新型取締船への移行を計画的に実施し、実効ある取締体制の構築を図ることとしている。

表16 ロシア太平洋さけ・ます流し網漁業の漁獲量

	べにざけ	しろざけ	からふとます	ぎんざけ	ますのすけ	(単位：t) 計
14年 (A)	3,191	5,569	1,087	549	132	10,528
魚種別比較 (%)	30.3	52.9	10.3	5.2	1.3	100
13年 (B)	2,716	7,868	261	448	91	11,384
魚種別比較 (%)	23.9	69.1	2.3	3.9	0.8	100
(A)／(B)×100	117.5	70.8	416.5	122.5	145.1	92.5

第10節 遠洋・北洋漁業

1 さけ・ます漁業

14年度のさけ・ます漁業については、日ロ漁業合同委員会第18回会議及び民間協議の結果を受け、日本200海里内において4,100 tの漁獲限度量及びロシア200海里内において11,000 tの漁獲割当量となった。

(1) 中型さけ・ます流し網漁業

ア 太平洋海域

太平洋中型さけ・ます流し網漁業は、4年度からの公海操業の停止を受け、ロシア200海里内のみの操業となっている。14年度の漁獲割当量は7,980 tで、34隻が5月15日から7月29日まで操業し、漁獲実績は7,779 tであった。

イ 日本海域

日本200海里内において650 tの漁獲限度量で4月1日から6月30日まで11隻が操業を行い、漁獲実績は541 tであった。

また、2隻がロシア200海里内において、220 tの割当量を受け、5月11日から7月2日まで操業し、漁獲実績は218 tであった。

(2) 太平洋小型さけ・ます流し網漁業

101隻(10 t未満)が、日本200海里内において3,450 tの漁獲限度量で、4月15日から6月30日まで操業を行い、漁獲実績は3,131 tであった。また、19 t型の27隻がロシア200海里内において2,800 tの割当量を受け、5月11日から7月20日まで操業し漁獲実績は2,749 tであった。

2 捕 鯨 業

(1) 商業捕鯨の中断

昭和57年、国際捕鯨委員会(IWC)は第34回年次会議において、1990年までに鯨類資源状態の見直し(包括的評価)を行い、捕獲枠の設定を検討するとの条件付きで商業捕鯨の一時停止(モラトリアム)を決定した。これに対し我が国は条約の規定に基づき異議申し

立てを行ったが、米国は日本が商業捕鯨を継続すれば、米国200海里内での対日漁獲割当てを削減すると主張したため、やむを得ざる措置として日米取決めを結び、商業捕鯨は1988年より一旦中断した。

(2) モラトリアムの撤廃に向けた動き

モラトリアム採択時の条件を実現するために、IWC科学委員会は困難な議論を経て、1992年に新しい鯨資源の管理方式(改正管理方式：RMP)を完成させた。しかしながら、反捕鯨国は捕鯨を行う際の監視取締制度等から成る改訂管理制度(RMS)の完成を捕鯨再開のため新たな条件として設定した。その後10年を経ても反捕鯨国の遅延策のためにRMSは完成されず、2002年に下関で開催された第54回IWC年次会合でも進展が得られなかったため、モラトリアムの撤廃はならなかった。

(3) 鯨類捕獲調査

我が国は商業捕鯨再開に向けて鯨類資源に関する種々の調査を行っているが、この一環として南氷洋ミンククジラの生物学的データ収集のための南氷洋鯨類捕獲調査を(JARPA)1987年から実施している。

また、1994年度から北西太平洋におけるミンククジラの系統群解明を目的とした北西太平洋鯨類捕獲調査(JARPN)を開始した。更に2000年からはJARPNの調査結果を踏まえ、鯨類の捕食が海洋生態系に与える影響を解明することを主目的とした、第2期北西太平洋鯨類捕獲調査(JARPN II)を実施している。同調査では、資源量が大きいため海洋生態系への影響が大きいことが予想されるミンククジラ、ニタリクジラ、イワシクジラ、マッコウクジラ(イワシクジラは2002年から)に捕獲対象鯨種を拡大した。

(4) 沿岸小型捕鯨

我が国の沿岸小型捕鯨は、従来ミンククジラを主対象とした操業を行っていたが、モラトリアム決定のため現在はIWC規制対象外鯨種(つち鯨、ごんどう鯨等)のみを捕獲している。この沿岸小型捕鯨は、米国、デンマーク等の国で行われている原住民生存捕鯨(文化的、伝統的重要性からモラトリアム下であっても捕鯨が認められている)と同様の社会的・経済的な性格を

有しているので、ミンククジラの捕獲再開が認められるようIWCに要求しているところである。

3 かつお・まぐろ漁業

(1) 概 況

総トン数10t以上の漁船によって営まれる本漁業は、その漁船の規模により近海かつお・まぐろ漁業及び、遠洋かつお・まぐろ漁業に分けられる。これらは、指定漁業となっており、漁業を営もうとするときは農林水産大臣の許可を受けなければならない。

これらの許認可船の隻数は、平成14年8月1日現在総数1,157隻となっている。

また、昭和52年以降の200海里設定によりすでに20数年が経過したが、沿岸国の中に新規に入漁を認めようとする国もあり、我が国は積極的に優良漁場の確保に努めてきている。しかしながら、既存漁場の入漁協定においては毎年入漁条件が厳しくなる一方、大西洋におけるまぐろの国際的な漁獲規制の強化に加え、みなみまぐろの漁獲枠の設定等、国内的にも対外的にも本漁業をめぐる環境はますます厳しくなる傾向にある。

一方、経営面では、バブル経済崩壊後の経済低迷、輸入の増大による魚価低下により、多くの経営体で赤字となっており、累積債務も大きなものとなっている。

表17 かつお・まぐろ漁業

(1) かつお・まぐろ漁業許認可隻数

(平成14年8月1日現在)

遠洋かつお・まぐろ漁業	625隻
近海かつお・まぐろ漁業	532隻
合 計	1,157隻

(2) かつお・まぐろ漁業の漁獲量

(平成14年、概数、かつこ内は前年)

まぐろはえなわ漁業	212千t	(190千t)
かつお一本釣り漁業	147千t	(132千t)
合 計	359千t	(322千t)

(2) かつお・まぐろ漁業の振興

かつお・まぐろ漁業の振興を図るため、新技術開発事業による省力化機器等の開発や標準船型により建造コストを削減したリース用漁船の導入を進める。また、漁業経営の改善を図るため、「漁業経営改善及び再建整備に関する特別措置法」に基づく漁業経営改善制度により、公庫の長期低利の資金の融通を図るとともに、漁業経営改善支援資金等の制度資金を融通している。さらに、同法に基づく再建計画制度及び整備計画制度により、経営の悪化した漁業者の金利負担を軽減するため、漁業経営維持安定資金等の融通を行っている。

4 遠洋底びき網漁業

遠洋底びき網漁業は、操業区域により3業種（遠洋トロール、北転船、えびトロール）に区分されていたが、国内規制を緩和し、漁業者の企業努力により操業機会が確保できるようにするため、平成10年8月1日、3業種を統合し遠洋トロールとした。

平成14年8月1日現在の許認可隻数は68隻となっている。

(1) 北 方 漁 場

北方漁場においては、ロシア200海里水域での民間入漁及びロシアGG等により、すけとうだらを漁獲対象とした操業を行っている。また、天皇海山水域では、きんめだい他を漁獲対象とした操業を周年行っており、北西大西洋（NAFO）水域では、カラスガレイ赤魚を主対象として操業を行っている。

(2) 南 方 漁 場

南方漁場においては、ニュー・ジールランド水域、北西大西洋（NAFO）水域、北東大西洋（NEAFC）水域、南極（CCAMLR）水域で操業を行っている。

ニュー・ジールランド水域での主対象魚種はホキ、南タラである。

また、南極（CCAMLR）水域ではオキアミを対象とした操業を行っている。

漁場が外国200海里水域内であるものについては、単純入漁方式による入漁が困難なことから、形式用船方式や現地法人化により操業を行っている。

5 海外いかつり漁業

海外いか釣り漁業は、昭和44年にそれまでの自由漁業から大臣承認漁業へ移行された。承認隻数は当初200隻を超えていたが、昭和57年から58年にかけてのいか流し網漁業への転換及び経営不振による廃業等により減少が続き、指定漁業となった平成14年には8月の一斉更新時で許認可隻数79隻となっており、そのほとんどが専業船である。

主な操業水域は、南西大西洋水域（アルゼンチン水域・フォークランド水域を含む。）、ペルー沖水域（ペルー水域を含む。）、ニュージールランド水域及び北太平洋水域（日本・ロシア水域を含む）であり、これらの水域を組み合わせることにより周年操業を確保しているところである。

(1) 南西大西洋水域（マツイカ）

本水域はイカの好漁場であり、アルゼンチン200海里内、フォークランド諸島150海里内及びこれらの周辺公海で広く操業を行っており、我が国の海外いか釣

り漁業にとって最大の漁場となっている。

① アルゼンチン水域

昭和62年から操業を行ってきたところであるが、年々入漁料が嵩上げされるなど厳しい状況にあるが、周辺の他の漁場と比較して漁場豊度が高く、漁獲量も安定していることから、我が国海外いか釣り漁業にとって必須の漁場となっている。

平成14年はアルゼンチン国の政策転換により裸用船のみの入漁となり、4隻が操業した。

② フォークランド諸島水域

昭和61年から操業を行ってきたところであるが、安定した入漁は可能であるものの、漁場の外縁に当たることから、漁獲が年によって激しく変動する。

特に、平成14年はかつてない大不漁に見舞われ、前年の約4分の1の漁獲量となった。

(2) ペルー沖水域（アメリカオオアカイカ）

平成3年から操業が開始されたが、平成8年のエルニーニョ現象の影響により資源状態が悪化したことから入漁を見合わせていたが、平成12年から資源の回復に伴い操業を再開した。

なお、近年、南西大西洋水域での操業が不安定であることから、その代替漁場として当該海域の重要性が増してきている。

(3) ニュージーランド水域（ニュージーランドスルメイカ）

ニュージーランド水域は、かつては我が国海外いか釣り漁業の主漁場であったが、イカ資源の減少により、年々入漁隻数が減少し、平成14年には入漁する船はなかった。このため、早期に資源が回復することが切望されている。

(4) 北太平洋水域（アカイカ、スルメイカ）

近年の漁獲状況は概して思わしくなく、操業隻数も少ない状況にあるが、漁獲物の商品価値が高いことと、他の漁場と比較して距離が近いことから、潜在的に重要な漁場であり、今後、再び注目を集めることが予測される。

6 国際漁業再編対策事業

(1) 事業の趣旨

我が国国際漁業をめぐる情勢が一段と厳しさを増している中で、現在の国際社会における我が国の立場を考えた場合、資源状態等に関する科学的根拠や漁獲実績をもとにした外交交渉によっても、我が国の国際漁業の存在を確保することが必ずしも可能な状況ではなく、漁業種類によって縮減やむなしとの判断をせざるを得ない局面が増加することが予想される。

この場合に重要なことは、漁業者のみならず、関係事業者及び従事者に影響の大きい減船をできる限り混乱なく進めることである。

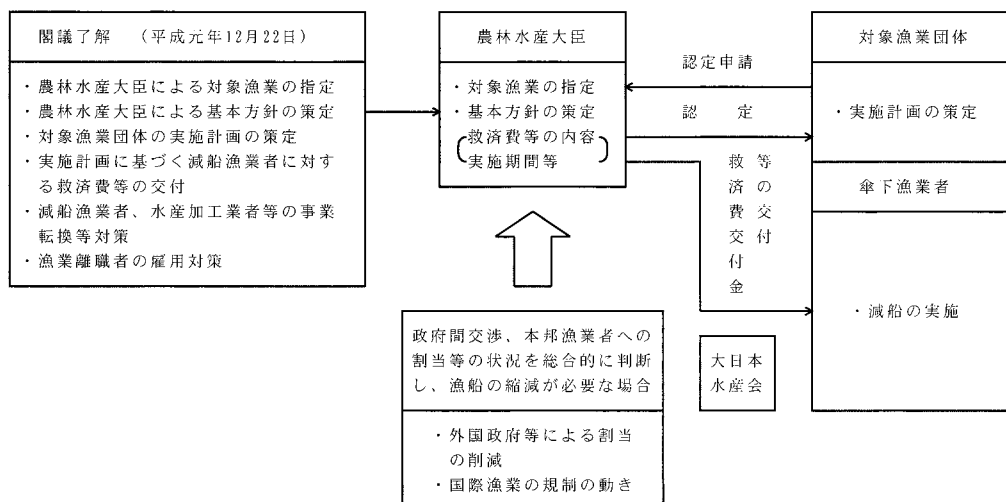
このため、従来においては、漁獲割当を削減され、出漁できないという状態に至ってから余儀なくされていた減船について、新たに、国際的な情勢を基礎として計画的に実施するとともに、これに伴う所要の対策を総合的に講ずる仕組み（図1）を設けることにより、国際的漁業の再編対策を円滑かつ計画的に進めることとし、このことについて元年12月22日の閣議了解を行った。

(2) 事業の概要

ア 特定漁業再編整備対策

漁船の隻数の縮減を実施するための、減船漁業者への交付金の交付等を行う。

図1 国際漁業再編対策の骨子



イ 減船漁業者および水産加工業者、資材供給漁業者等関連事業者の事業転換等対策

水産加工資金の融通、中小企業体質強化資金助成制度のうち事業転換等貸付等の活用により、新たな経済的環境の円滑な適応の確保に努める。

ウ 漁業離職者の雇用対策

減船の実施に伴い、特定漁業からの離職を余儀なくされたものについて、その実態に即応しつつ必要に応じ、国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和52年法律第94号）に基づく措置等を通じ、再就職の促進に努める。

(3) 事業の実績

これまで元年度においては北洋はえなわ・さし網漁業及び東部ベーリングつぶ漁業、2年度においては北洋さけ・ます漁業、3年度においては北洋さけ・ます漁業及び北方底びき網漁業、4年度においては北洋さけ・ます漁業、北方底びき網漁業及び公海流し網漁業、5年度においては北方底びき網漁業、公海流し網漁業、6年度においては、公海流し網漁業について引き続き本事業を行い、7～9年度においては、実績はなかったが、10年度において遠洋まぐろはえなわ漁業について本事業を行った。

第11節 国際漁業交渉

1 海洋法に関する国際連合条約の動向

1982年に採択された新たな海洋秩序を構築する「海洋法に関する国際連合条約」は、1994年11月16日に発効した。

我が国についても、1996年7月20日に同条約が効力を生じた。また、「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」、「排他的経済水域における漁業等に関する主権の権利の行使等に関する法律」、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」、「水産資源保護法の一部を改正する法律」等の同条約関連法案も同日より施行された。

2 二 国 間 交 渉

(1) 日口漁業委員会第18回会議

2002年の日口双方の漁船の相手国200海里水域における操業条件について協議する日口漁業委員会第18回会議が、2001年11月29日から12月12日までモスクワにおいて開催された。

(協議の経過)

日口漁業委員会第18回会議は、日本側からは川本省

自水産庁次長ほか、ロシア側からはモスカリツォフロシア連邦漁業国家委員会副議長ほかが出席した。協議の中でロシア側は、①資源状況が悪化している魚種については、日本漁船に対するロシア水域内での割当量を削減すべきである、②日本漁船の隻数は多すぎ、また日本側の許可申請の件数は許可隻数枠に達していないことから、許可隻数枠を削減すべきである等の主張を行ってきた。

このようなロシア側の主張に対し、日本側は国内漁業者の現状を説明し、双方の妥結点を見いだすことを目指した。特に相互性に基づく操業については、昨年同様、日本側から機材供与等の協力を行う意向を表明し、協議を重ねた結果、次のとおりの内容で合意に至った。

(合意の内容)

(ア) ロシア水域における日本漁船の操業条件

a 相互性入漁

- ① 漁獲割当量は5万3千t（前年は5万1657t）。
- ② 操業区域の変更。従来のⅡ－1区の北側にⅡ－1－1区を新設し、オホーツク海における操業区域Ⅲ区（東サハリン）及びⅣ区（二丈岩）を廃止。
- ③ 日本側（民間団体）からロシア側に対し専門家の研修及び機材の供与を含む協力事業を実施。

b 有償操業

- ① 漁獲割当量は6千5百t（前年は8千t）。
- ② 日本側（民間団体）はロシア側に2億3千万円を支払う。

c 共通事項

許可隻数枠は相互性、有償併せて700隻。

(イ) 日本水域におけるロシア漁船の操業条件

- a 漁獲割当量は5万3千t（前年5万1657t）。
- b 操業区域の変更。日本海区を廃止し、えりも沖合水域における禁止区域を設定。
- c 許可隻数枠は130隻（前年145隻）。

(ウ) 寄港

補給及び乗務員の休養のため、前年と同様の条件で双方とも1港に限り寄港を認める。

(エ) 民間協力関係

両国の企業及び組織間での漁業分野における協力の促進について、双方とも関心を有している旨を確認。

(2) 日口漁業合同委員会第18回会議

日口漁業合同委員会第18回会議が2002年3月18日から27日までの間、東京において開催された。

本委員会においては、当面する漁期におけるロシアを母川国とする溯河性魚類（さけ・ます）の日本によ

る漁獲の条件が決定されるとともに、北西太平洋の公海における生物資源の保存及び管理の問題、日ロ両国の団体及び企業との漁業分野における協力関係等につき広く意見交換が行われた。

(協議の概要)

日ロ漁業合同委員会第18回会議は、日本側から弓削志郎水産庁資源管理部審議官ほか、ロシア側からはジャギレフロシア連邦漁業国家委員会科学局長ほかが出席した。

まず、日本漁船による我が国200海里内でのロシア系さけ・ますの漁獲に関して、ロシア側は当初、協力費の前年並みの水準維持と資源状況の悪化を理由にしろぎの漁獲可能量の削減について強く主張してきた。しかしながら、科学者間の協議を含め、双方が検討を重ねた結果、最終的に次のとおりの内容で妥結した。

○2002年に日本漁船が日本200海里内で漁獲するロシア系さけ・ますの上限量を4,100 tとする（前年5,170 t）。

○日本200海里内を回遊するロシア系さけ・ますの保存への協力の一環として、日本側（民間団体）はロシア側に対して5.25億円を下限とし、6.10億円を上限とする額に相当する機械及び設備をさけ・ます再生産のためロシア側に供与する。協力費の額は漁獲実績に応じて決定される（前年6.70億円～7.70億円、支払い方法前年同。）。

次にロシア200海里水域における日本漁船のさけ・ます操業に関して、ロシア側は有償その他相互に受け入れ可能な条件の下で、日本の関係団体に対して少なくとも11,000 t以上のさけ・ますの漁獲量を提供する用意がある旨を表明し、具体的な操業条件については、協議終了後に開催されるロシア政府と日本の民間団体との間の協議により決定されることとなった。

このほかの議題として、①ベーリング公海漁業問題については、「中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約」の諸規定の適切な運用を図ることが重要であることで一致し、②オホーツク公海については、すけとうだら資源の問題にかかる日ロ間の協力の有効性が確認されるとともに、日本漁船が行っているカラスガレイ操業の継続が確認された。また、③漁業の分野における両国の民間ベースでの協力については当該協力を今後とも互恵的な形で発展させていくことで一致し、④2002年の漁業の分野における両国政府間の科学技術協力計画が採択される等、幅広い議論が行われた。

また、次回会議については2003年の3月にロシア連邦で開催されることとなった。

(3) 日韓漁業協定の発効

平成10年9月25日、日本海及び済州島南部水域での暫定水域の設定、すけそうだら、ずわいがに、その他の漁獲量の取扱い等に関して基本合意に達し、11月28日に鹿児島で署名が、12月11日に我が国国会で、翌年1月6日に韓国の国会で協定が承認された。

他方、基本合意後において双方の排他的経済水域における操業条件、漁獲割当量や暫定水域での資源管理等について協議が続けられたものの、特に韓国のズワイガニを目的とする底刺し網漁業、かご漁業の扱いを巡って韓国側と日本側との意見が対立した。このため1999年（平成11年）1月22日、協定は発効したものの、双方の排他的経済水域での相手国漁船の操業は行えない状況となったが、2月5日、日韓双方の相手国水域での操業条件についての合意が得られ、2月22日から相手国水域での相互操業が行われた。

その後、年毎に自国排他的経済水域に入漁する相手国漁船の操業条件について協議が行われ、平成15年の操業条件については、双方とも大幅な削減を行い、入漁隻数は1,232隻、総漁獲割当量は80,000 tと日韓等量であり、対前年比では、入漁隻数163隻減、総漁獲割当量9,773 t減となった。

特に、たちうおを主漁獲対象とする韓国はえ縄漁業と韓国大型底びき網漁業の3漁業種類（大型トロール漁業、大型機船1そうびき底びき網漁業、大型機船2そうびき底びき網漁業）については、入漁隻数及び漁獲割当量を大幅に削減した。

これら平成15年の操業条件のうち韓国はえ縄漁業以外の漁業種類及び2005年に魚種別漁業種類別割当を実施すること等は、平成14年12月29日に東京において行われた第5回日韓漁業共同委員会で、韓国はえ縄漁業の操業条件は平成15年2月7日の第5回日韓漁業共同委員会第2回会合で、日韓両国政府に勧告または了承された。

現在、双方の排他的経済水域での操業は概ね円滑に行われており、国連海洋法条約の趣旨に沿って新たな漁業秩序が定着しつつあるが、暫定水域内については、有効な資源管理措置が確立されておらず大きな懸案事項となっている。

(4) 日中漁業協定

日中間においては、国連海洋法条約の趣旨に則した新たな協定を、2000年2月に北京で開催された大臣級協議により、2000年6月1日に発効することで意見の一致を見た。それに伴い、2000年4月から相手国入漁

のための操業条件等の決定のために3回の部長・副局長協議を開催し、2000年5月18日に2000年漁期の操業条件について合意し、2000年6月1日に新協定が発効した。

日中漁業協定に基づき、日中漁業共同委員会において、排他的経済水域に入漁する相手国漁船の操業条件について両国へ勧告されているほか、暫定措置水域における資源管理措置、日中海洋生物資源専門家小委員会の設置が決定されている。

2003年漁期の相手国入漁のための操業条件は、両国間の意見の隔たりが大きく、2003年1月1日より操業中断の状態となっていたが、2003年2月19日に東京で開催した共同委員会において、中国いか釣り漁船の隻数・割当量を15%削減し、北太平洋で239隻、9,338tとすること等を内容とする2003年漁期の操業条件が日中両国政府に勧告された。

また、本共同委員会では、日中海洋生物資源専門家小委員会の積極的な推進等についても合意された。

現在、双方の排他的経済水域での操業は概ね円滑に行われており、国連海洋法条約の趣旨に沿って新たな漁業秩序が定着しつつある。

(5) 日米漁業協議

米国200海里内において我が国漁業の枠組みとなっていた日米漁業協定については、1991年末に期限が満了し、同水域における対日漁獲割当量、洋上買魚ともゼロとなったことから、延長を行わなかった。

しかしながら、水産分野における日米の意見交換は重要であるとして、同協定の失効後、種々の漁業問題を討議するために定期的な実務者漁業協議の場として日米漁業委員会が設立され、1992年1月東京において第1回協議が行われ、その後、同委員会は毎年1回開催されてきたが、2000年8月、米国は、我が国が北西太平洋における調査捕鯨を拡大したこと（対象にニタリ鯨、マッコウ鯨を追加）に強い懸念を示して同年9月に予定されていた日米漁業協議委員会の開催の取りやめを通知してきたことから、これ以降、同委員会の開催は中断されてきた。

しかしながら、近年の漁業問題の深刻化により、双方で再開が合意され、第8回協議は2003年1月東京で行われ、まぐろ資源、WTO及びIWCにおける課題等両国の関心を有する国際的な漁業問題について意見交換が行われた。

(6) 日加漁業協議

2000年にオタワにて開催された日加漁業協議において、トロール漁業について、資源状況が悪化しており、加国内の漁業者が割当量を全て消化することを理由に、

1999年に引き続き、我が国への漁獲枠の割当が行われなかった。

また、1999年まで入漁を行っていた我が国まぐろ延縄漁業についても、メカジキの混獲等の理由により、入漁が認められなかった。

2001年及び2002年については、協議開催前にカナダ側より昨年に引き続き、トロール漁業及びまぐろ延縄漁業についての我が国の入漁を認めない旨の通知があったことから協議を行わなかった。

(7) 日・ニュージーランド漁業交渉

1978年9月に発効した日・NZ漁業協定に基づき、毎年、我が国漁船のNZ水域における操業条件が決定されてきていた。96/97漁期より、我が方と先方の入漁条件が折り合わず、我が国漁船の操業が行われなくなったことから、NZ側は協定を不必要とし、97年9月をもって協定は失効した。

(8) 日・パプアニューギニア漁業交渉

1981年1月に締結された日・パプアニューギニア民間漁業取極により、従来、我が国まぐろ漁船が入漁していたが、86年12月、パプアニューギニア側が従来の入漁料より2倍以上の値上げを要求、このため交渉は決裂し、協定も87年3月をもって失効した。

(9) 日・キリバス漁業交渉

1978年6月に締結された日・ギルバート諸島漁業協定（キリバスの独立は79年7月12日）に基づき、93年9月に具体的な操業条件を定めた民間漁業協定が締結された。98年11月に協定が改正・更新され、入漁料の支払い方式は、まぐろ延縄、かつお一本釣り船については、入漁料が月毎に魚価とともに変動し、船別航海毎に支払う方式となっている。02年6月の我が国漁船の一航海あたりの入漁料はまぐろ延縄漁船が100t未満約146万円、100t以上135万円、かつお一本釣り漁船が約110万円となっている。また、まき網漁船については1993年に試験操業の協定が締結され、97年の協議により、正規操業に関する協定が締結された。02年の操業条件は年間許可料を1隻当たり200万円（内20万円は海外漁業協力財団の機材供与資金。実水揚げ金額の5%がこれを上回る場合には、入漁料が実水揚げ金額の5%になるように補填払い）等。

(10) 日・ソロモン漁業交渉

ソロモン200海里水域への我が国まぐろ延縄漁船及びかつお一本釣り船の入漁は、1978年9月に発効した日・ソロモン漁業協定に基づいて行われてきたが、88年4月ソロモン側より、政府間協定の下に操業条件を定めた民間取極の終了通告が出され、以後4回にわたる終了期限の延長を繰り返してきた。その後、90年12

月に新しい民間取極が締結され新しい操業条件が定められた。入漁料支払方式是船別航海毎に支払う方式となっている。98年12月、ソロモン側が一方向的に衛星漁船監視システムの導入を義務付ける決定をしたために、99年1月より日本漁船はソロモンへの入漁を自粛していたが、00年9月、東京での協議で、現行協定を締結した。02年2月の我が国漁船の一航海当たり入漁料は、まぐろ延縄100 t 未満124万円、100 t 以上223万円、かつお一本釣り約203万円。また、まき網漁船については、同協議において、新たに入漁が認められた。年間許可料は、1 隻当たり100万円（実水揚げ金額の5 %がこれを上回る場合には、入漁料が実水揚げ金額の5 %になるように補填払い）。00 / 01年度の機材供与は、1,720万円相当。

(11) 日・オーストラリア漁業交渉

1979年11月に発効した日・豪漁業協定に基づき、毎年「日本国のまぐろ延縄漁業に関する日本国政府とオーストラリア政府の間の補足協定」が締結され、これに基づく入漁が行われていた。しかしながら、豪州側は「みなみまぐろ保存委員会」で国別割当が決定できない場合、日豪漁業協議を行わないという立場をとり、97年度のみなみまぐろ保存委員会で資源評価をめぐる意見の対立から国別割当が決定できなかったため、我が方がみなみまぐろ保存委員会と日豪漁業協定とは本来リンクされるべきではないとの主張したにもかかわらず、97年度以降日豪漁業協議は行われていない。その結果、現在豪州水域への入漁は行われていない。（2002年3月現在）。

(12) 日・フランス漁業交渉

1979年7月に発効した日・フランス漁業取極に基づき、我が国まぐろ漁船がフランスの海外領土水域へ入漁してきたが、2001年2月をもって入漁は途絶えている。この原因は、入漁料の支払方法が一括前払い方式となっていること、さらに現在フランスの海外領土のうち唯一入漁の対象としているニューカレドニア水域には広大な操業禁止水域が設定されているため、我が国業界の関心が薄いことにある。

(13) 日・南アフリカ漁業交渉

1977年12月に発効した日・南アフリカ漁業協定にもとづく01年1月から12月までの我が国まぐろ延縄漁船の操業条件について00年10月にケープタウンにおいて政府間協議が開催された。2003年1月31日同協定日失効した。

(14) 日・インドネシア漁業交渉

インドネシアは、1980年3月群島基線の外側200海里的の経済水域を設定し、81年以降国内法整備ができる

までの暫定措置として、我が国のかつお一本釣り及びまぐろはえなわ82隻に限り許可発給を行っていた。83年10月に同国は、200海里経済水域法を制定し、以降3回にわたり我が国と漁業交渉を行ったが、入漁料等の操業条件が折り合わず、84年以降同国水域から我が国漁船は撤退している。

(15) 日・ミクロネシア連邦漁業交渉

1984年8月に行われた交渉により、同月以降のまぐろはえなわ、かつお一本釣り、まき網船の操業条件等が協議され、入漁料が月毎に魚価とともに変動し、船別航海毎に支払う方式及び有効期限の自動延長が採用された民間取極が締結された。2001年11月の1航海当たり入漁料は、まぐろ延縄20 t 未満約35万円、20 t 以上約69万円、かつお一本釣り約87万円、単船まき網約149万円、また、外地陸揚げを行なうまぐろはえなわは3ヶ月間の許可となっており、まぐろはえなわ20 t 未満129万円、20 t 以上約174万円。01 / 02年度の機材供与は、5,100万円相当。

(16) 日・マーシャル諸島漁業交渉

1981年4月に発効した日・マーシャル漁業協定に基づき、93年9月に行われた交渉により、93年9月以降の日本漁船の操業条件等が協議され、まぐろ延縄船及びかつお一本釣り船については、入漁料が月毎に魚価とともに変動し、船別航海毎に支払う方式となり、操業条件の有効期限は自動延長されることとなった。01年11月の1隻当たりの入漁料は、まぐろ延縄約204万円、かつお一本釣り119万円。91 / 92年以降の機材供与は廃止された。まき網漁船については、93年9月より、試験操業という形で入漁が可能となっており、97年10月の協議により、協定が締結された。01年の操業条件は、年間許可料が1隻当たり80万円。漁獲金額の5 %がこれを越えた場合、差額は補填することとなっている。

(17) 日・パラオ漁業交渉

パラオ200海里水域への我が国の漁船の入漁は、1984年に発効された民間入漁協定の暫定延長により行われてきた。暫定期間中の入漁料支払方式是ランプサム一括支払方式による期間毎許可であったが、92年1月に船別支払方式で 操業期間も年間あるいは航海毎が選択できる新しい入漁協定が合意され、同年2月より新協定により入漁が開始された。しかし、99年11月、パラオは入漁条件としてFFA公認のVMS設置を要求してきたことから、00年2月から00年9月まで、日本漁船はパラオへの入漁を自粛した。02 / 03年の操業条件は、かつお一本釣り漁船は約11万円（年間許可）、約18万円（航海毎許可）、まぐろ延縄船は20 t 未満が

約31万円（年間許可）、約17万円（航海毎許可）、20 t以上が約31万円（年間許可）、約17万円（航海毎許可）、まき網漁船が約78万円（年間許可）、約58万円（航海毎許可）となっている。

(18) 日・トゥヴァル漁業交渉

1986年6月に締結された日・トゥヴァル漁業協定に基づき、98年2月に日本漁船の操業条件に関する協議が行われ、新しい民間協定が締結された。01年5月に行われた協議により、01年5月30日から当分の間操業条件は、かつお一本釣り漁船については90万円の船別航海毎方式、マグロ延縄船は200トン未満が55万円、200 t以上が77万円の船別航海毎方式、まき網漁船が年間90万円で漁獲量の5 %が90万円を上回る場合差額を補填することで決着した。

(19) 日・ナウル漁業交渉

2001年6月に同年7月以降の日本漁船の操業条件が協議された。2001年7月から2002年6月までの1航海当たりの入漁料は、まぐろ延縄船が100 t 未満約39万円、100 t 以上は47万円、かつお一本釣りが約55万円の船別航海毎支払い方式。また、まき網船は、入漁料が年間1隻当たり100万円で、水揚げ金額の5 %が上記金額を上回る場合は、入漁料が水揚げ金額の5 %となるよう追加払いする方式となっている。

(20) 日・フィジー漁業交渉

98年2月に行われた交渉により、新しく締結する日・フィジー漁業協定の協定文は、事務レベルで合意され、98年7月1日に発効した。2001年度の1航海あたりの入漁料は、まぐろ延縄船は30万円、かつお一本釣り船は30万円、まき網船は50万円となっている。

(21) 日・モロッコ漁業交渉

2003年2月に東京において日・モロッコ漁業交渉が開催された。

その結果、操業条件等は、①許可隻数枠10隻②入漁料2,000ドル／隻／年③ライセンス料57,000ディルハム／隻／年④科学オブザーバー乗船経費6,000ドル、乗船人数1隻1名（同時最大3名まで）⑤1隻1名以上のモロッコ人漁船員の雇用、などで合意された。

3 多 国 間 交 渉

(1) 国際捕鯨委員会（IWC）

第54回国際捕鯨委員会（IWC）年次会合は、4月25日から5月18日まで科学委員会及び各種作業部会が、また5月20日から24日にかけて本会議が下関市において開催された。

冒頭、武部農林水産大臣及び江島下関市長等による開会の挨拶の後会議が開始された。主要論点について

の概要は以下のとおり。

ア 総括的評価

鯨類の持続的利用派と、反捕鯨派とが拮抗し、沿岸小型捕鯨に対する暫定捕獲枠要求では過半数に迫るなど（賛成20反対21）、従前より格段の前進が見られた。

他方、IWCは、総会による科学委員会の軽視、昨年アイスランド加盟拒否に代表される条約違反等の機能不全に陥った。他方、勢力が拮抗した結果、反捕鯨国の意向も通らなくなった。

アラスカ先住民等による2003年以降の資源状態の良くないホッキョククジラ捕獲提案が否決され、捕鯨国でありながら反捕鯨国のリーダーである米国にとっては厳しい結果となった。

また、捕鯨再開の前提となる改訂管理制度（RMS）については合意ができず、商業捕鯨モラトリアムの撤廃に向けて進展の目途が立っていないものの、発展途上国の加盟が促進される新たな分担金制度が採択されたことから、IWCの資源管理機関としての正常化が期待される。

イ アイスランドの加盟問題

アイスランドの商業捕鯨モラトリウムに対する留保付き再加盟を認めず、会議参加資格をオブザーバーとするとの昨年の年次総会での議長裁定に関し、異議が申し立てられ、その可否に投票が行われたものの、賛成（議長裁定に反対）20反対25で否決され議長裁定が認められた。アイスランドはIWCには加盟の是非を判断する権限はないとし、このような不適切な議事進行裁定に抗議し、2日目以降の会議への不参加を表明し退場した。

ウ 沿岸小型捕鯨ミンククジラ50頭枠の要求

伝統的に捕鯨に依存してきた北海道網走、宮城県鮎川、千葉県和田浦、及び和歌山県太地の沿岸小型捕鯨についての説明を行い、商業捕鯨モラトリウムによる窮状緩和のために50頭の暫定救済枠を要求したところ、捕鯨再開のための附表修正に必要な4分の3の賛成は得られなかったものの、賛成20反対21棄権3と一票差で過半数に迫る票を獲得した。

エ 先住民生存捕鯨

本年は先住民生存捕鯨の捕獲枠・期間の見直しの年にあたり、イヌイト（米）・チュクトカ（露）先住民によるホッキョククジラ、マカ族（米）・チュクトカ先住民によるコククジラ、グリーンランド先住民によるナガスクジラ、セントビンセントのベグウェイ島民によるザトウクジラの捕獲枠等が議論・提案された。資源状態の悪いホッキョククジラ

捕獲枠をRMP（商業捕鯨の捕獲枠算定方式）で計算した場合、30年間は捕獲枠がゼロであること等の問題点が指摘された。

長時間にわたる議論の結果、イヌイト・チュクトカ先住民によるホッキョククジラ捕獲枠以外はコンセンサスにより採択されたものの、ホッキョククジラの捕獲については投票に付され、4分の3の賛成を得られず否決された。我が国を含む本件提案に反対した国々は、先住民生存捕鯨は原則として支持する（日本より1年間の枠を認め、毎年提案を検討することを主張）ものの、これと同様の特質を有する日本の沿岸小型捕鯨を認めない一方で絶滅危惧種であるホッキョククジラの捕獲を5年間無条件で認める反捕鯨国の二重基準を厳しく批判し、IWCは信頼感・尊敬・誠実を欠いており、機能不全に陥っていると主張した。

オ 鯨類捕獲調査

1. 南氷洋捕獲調査（JARPA）

科学委員会では従来に引き続き、反捕鯨国科学者の批判的なコメントはあったもののJARPAが鯨の資源管理に有用な情報をもたらしていると評価された。

2. 北西太平洋鯨類捕獲調査（JARPN II）本格調査計画

科学委員会では、反捕鯨国科学者による批判的なコメントはあったもののJARPN II予備調査（2000—2001年）の結果が北太平洋の鯨類資源と漁業資源の相互作用の解明に寄与すると評価され、JARPN II本格調査計画案についても、IWCが設定している科学調査のガイドラインをほぼ満足するとの十分な評価と支持が得られた。総会では、本件調査に対して理解を深めるためにプレゼンテーションを行った。なお、1987年以来、毎年可決されてきた我が国鯨類捕獲調査に対する自粛を求める決議は初めて採択されなかった。

カ 改定管理制度（RMS）

鯨の資源量を枯渇させない捕獲頭数を科学的に算出し、捕獲を監視・規制する制度であるRMSに関し、反捕鯨国は国際監視員の経費、DNAの登録、鯨肉流通ルートの監視、捕殺方法等に関して捕鯨国に過剰な負担を要求した。これに対し、日本はこれまでの作業部会での合意事項を盛り込んだ附表修正案を提案したところ、賛成16反対25棄権3で修正に必要な4分の3を得られず、捕鯨の再開は先送りとなった。

他方、スウェーデン等より、モラトリウム条項を

維持し、公海での捕鯨禁止を盛り込んだ事実上の捕鯨再開を不可能とするような捕鯨管理制度の附表修正提案が行われたが、これも賛成12反対24棄権7で否決された。

キ サンクチュアリ

豪・NZ提案による南太平洋サンクチュアリ提案については、賛成24反対16棄権5、また、ブラジル提案の南大西洋サンクチュアリ提案は賛成23反対18棄権4となり、いずれも可決に必要な4分の3の票を得られず否決された。

ク 分担金計算方式

開発途上国の分担金の負担軽減を図るため、新計算方式が検討中であるものの、過去4年間結論が出なかったことをうけて、暫定的に今後3年間の負担軽減措置を適用することが合意された。これにより、開発途上国のIWCへの加盟の道が拡大され、IWCの正常化に繋がることが予想される。

ケ その他

次回（第55回）年次会合は、2003年6月にドイツのベルリンで開催される。

また、下関市及び日本政府に対して、市民のもてなしや会議運営などにつき、高い賞賛と賛辞が与えられた。

(2) 北太平洋溯河性魚類委員会（NPAFC）

北太平洋におけるサケ・マス資源の保存を目的とした同公海海域におけるサケ・マス漁業の禁止を主たる内容とした「北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約」は、1993年（平成5年）2月16日に発効したが、本条約に基づき「北太平洋溯河性魚類委員会（NPAFC）」の年次会議が93年以降毎年開催され、締約国間の取締り協力、サケ・マス資源に関する科学的知見等について協議が行われている。

2001年については、第9回年次会議がカナダのビクトリアにおいて10月28日から11月2日に開催され、条約加盟国である日本、米国、カナダ、ロシアの4か国の他、オブザーバーとしてPICES（北太平洋海洋科学機関）、IBSFC（バルチック海国際漁業委員会）、韓国等が出席した。

主な討議内容としては、2001年において協調した取締活動の結果、違法操業は現認されなかった旨の報告があり、各国の取締活動の努力が効果を上げていることが認められた。

科学的な議論としては、各国のさけ・マス資源に関する調査研究の結果及び計画について報告されたほか、ベーリング海におけるさけ・マス類に関する共同調査

計画 (BASIS) が基本的に採択された。

その他、韓国の条約加盟について議論され、韓国に対しNPAFC議長名で条約の早期批准を促す旨の書簡を发出することとなった。

次回の第10回会議は、2002年の適当な時期にロシア (ウラジオストク) において開催されることが決定された。また、2002年4月または5月に、取締評価調整会議が開催されることも決定された。

(3) 北西大西洋漁業機関 (NAFO)

2002年9月16-20日、サンチアゴ・デ・コンポステーラ (スペイン) において、第24回年次会合が開催され、我が国からは飯野在フィージー日本国大使ほか水産庁、遠洋水産研究所、外務省及び業界代表が出席した。

魚種別保存管理措置については、カラスガレイにおいてTAC及び各国国別割当量が減少した (我が国については、3,341 t から3,189 t への減少)。エビにおいては資源量が前年の25%以内であった場合、各国の配分を1年間単純延長することが合意された (2002年: 3 M区100操業日、3 L区67 t)。アカウオにおいては、TAC5,000 t に変化はなく、各国の国別配分も前年同で、我が国も前年同様400 t となった。

また、新事務局長 (2002年12月以降) にEU (ドイツ) のジョアン・フィッシャーが選出された。

(4) 全米熱帯まぐろ類委員会 (IATTC)

第2回遵守作業部会が、2000年6月16-18日、エルサルバドルにて開催され、今後、IATTCの保存管理措置の遵守に非協力的な漁船リスト作成に向けての作業を行うこととなった。

また、これに引き続き、第68回本会合が6月19-21日に開催された。

メバチの規制については、小型メバチの漁獲量のモニターを行い、同漁獲が1999年のレベル (約6,000 t) に達した時点で、浮遊物を離礁したまき網操業を禁止することとなった (但し、係る規制は11月1日以前には行わない。)

また、キハダの規制については、キハダ規制海域におけるキハダ漁獲量が25万 t に達した時点で、キハダ対象操業を禁漁とすることとされた。

さらに、米国の提案により、2000年6月の決議 (まき網漁獲物の全量保持、その他の漁業における混獲データの収集等) の実施状況をレビューし、適当な措置を検討するための混獲作業部会が2002年の3月、米国において開催された。

引き続き、各作業部会、年次会合で資源管理措置に関する協議が行われている。

(5) 大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT)

マドリッド (スペイン) において、10月28-11月4日に第13回特別会合 (年次会合) が開催された。

便宜置籍船等IUU漁船対策については、大型はえ縄漁船を含む24m以上の全てのまぐろ漁船に対し、2003年7月1日以降に非リスト船の統計証明書を認めないことにより、非リスト船の漁獲したまぐろ類を国際取引から排除し、さらに本規制水域以外の海域への適用のための協力と行動を行うことが決議された (正規許可船リスト (ポジティブリスト))。

また、IUU船に対する措置として、IUUまぐろ漁船 (当面はICCAT非加盟国の大型船に限定) に対し、次回年次会合からリスト船を特定し、リスト掲載船の入港拒否、漁獲物の輸入禁止及びチャーター禁止等の措置をとることが勧告された。

魚種別資源あるいは保存管理措置として、東大西洋クロマグロの2003年総漁獲可能量が32,000 t に決定し、我が国には2,949 t が割り当てられた。また、西大西洋クロマグロについての我が国漁獲枠は453.00 t から478.25 t にわずかに増枠。南大西洋メカジキについては2003年総漁獲可能量は15,631 t、我が国は1,500 t が割り当てられた。北大西洋メカジキの我が国漁獲枠は636 t から835 t と若干増加した。メバチは昨年と同様に各国が大西洋におけるメバチ漁獲量を1991年及び1992年の平均に制限 (但し、中国は漁獲枠を4,000 t から5,000 t に増枠)。なお、我が国は、中国が日中間でのIUU廃絶努力が継続されることを条件に、概ね1,000 t の漁獲枠を中国側に移譲する意志があることを表明した。

その他、クロマグロの蓄養について、統計証明書の改善を含めた情報収集を義務づける勧告及びボリビア (メバチ)、シェラ・レオーネ (クロマグロ、メバチ、メカジキ) について貿易制限措置を発動する勧告が採択された。

(6) 南極海洋生物資源保存委員会 (CCAMLR)

南極海洋生物資源について利用を含めた保存管理を行っている南極海洋生物資源保存委員会の第20回年次会合が、2002年10月21日から11月1日にかけてオーストリアのホバートにおいて開催された。同会合では、2000年5月7日から導入されたマゼランアイナメの漁獲証明制度における技術的側面の改善に向けた作業が進められた。なお、これまでの同制度の実施を通じ、FAO51海区 (条約水域に隣接する南西インド洋) における漁獲申告量が多いことに対し、科学委員会等から強い嫌疑が示されたことから、陸揚げ国等からの要請がなされた場合には、旗国が、VMS (人工衛星

利用船舶追跡システム）情報を用いた漁獲位置の確認を行うことに加え、現行のペーパーから電子化することとなった。

(7) みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）

2002年10月に開催されたCCSBT第9回年次会合は、台湾がCCSBT拡大委員会（台湾を他のメンバーと対等な立場で正式に議論に参加させる枠組）に正式参加して以来最初の会合となった。

2000年に採択した「行動計画」に基づき、非協力的な非加盟国として、ベリーズ（2回目）、セイシェル（1回目）を特定し、ミナミマグロの保存に向けての協力を求めることとした。また、非加盟国の協力を確保することを目的とした協力的非加盟国に関する決議案及びIUU漁業対策のためのIUU漁船による漁獲物にかかる不買奨励決議案につき検討が開始された。

2003年漁期の総漁獲可能量及び国別配分については合意に至ることができず、各メンバーが自主的な管理を行うこととなった。

(8) 中部及び西部太平洋における高度回遊性魚種資源の保存管理に関する条約（WCPFC）

我が国周辺水域を含む中西部太平洋水域は、かつお・まぐろ漁業にとって重要漁場（我が国漁獲量約53万トン弱）である一方、当該水域において、これまで適切な資源管理機関が存在していなかったことから、そのような機関を設立すべきとの考えの下、第1回MHLC（ハイレベル多国間会合：1994年12月）より当該会議に参加してきた。

しかしながら、これまでのMHLCにおいて、我が国等少数の遠洋漁業国の意向を反映しようとせず、不透明な中で交渉が進められた。このようなことから、第7回MHLC（2000年9月）において、中西部太平洋におけるかつお・まぐろ類資源の保存・管理のための条約（通称：WCPFC）が採択されたが、我が国は、関係国が排除される等条約作成交渉プロセスに問題があり、条約水域、取締制度、意思決定方式、紛争解決手段等条約自体にも問題があることから、韓国とともに反対した（中国、仏、トンガは棄権）。

しかしながら、資源管理の重要性から現在の条約では批准できないという立場を堅持した上でWCPFC第3回準備会合（2002年11月）に出席。漁獲努力量の抑制及び違法・無規制・無報告（IUU）漁業廃絶に関する決議を採択。

我が国は、本条約の改善に向けて準備会合に出席し、本条約に懸念を有する関係国及び太平洋島嶼国と協議を継続していく。

(9) ベーリング公海漁業問題

「中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約」（ベーリング公海漁業条約）に基づく第6回年次会議が2001年9月17日から21日までの間、ポーランド（グディニア）において開催された。年次会議には加盟6か国（日本、中国、韓国、ポーランド、ロシア、米国）が出席した。なお、年次会議の期間中の9月17日から19日までの間、科学技術委員会が開催された。

（協議の概要）

○科学技術委員会

ベーリング公海を含むアリューシャン海盆スケトウダラ資源については、絶対的資源量を直接的に推定する情報は十分ではなく、条約に定める間接的推定に使用する情報である特定海域の調査結果は、9年間にも及ぶモロトリウムにもかかわらず、過去最低の水準（20万8千t）であることが確認された。このほか同委員会では、各国の2002年調査計画、今後の漁業の管理方策に関する事項についての討議が行われた。

○年次会議

科学技術委員会の報告を受けた年次会議では、2002年におけるベーリング公海における漁獲の再開の可否について、沿岸国側は引き続き漁獲停止の継続を主張し、漁業国側は資源量に応じた一定量の漁獲可能量の設定を主張した。討議の結果、締約国は、漁獲可能量の設定については合意に至らず、条約の規定に従い、2002年における漁獲可能量をゼロとする旨決定された。

このほか、締約国は、9年間継続されたモロトリウムの結果、中央ベーリング海のスケトウダラ資源は回復に至らず、今後ともモロトリウムの資源管理措置としての効果及び継続させることの合理性について検証作業を継続させ、資源回復に至らない原因について引き続き究明する努力を続けることに合意した。

次回年次会議については、2002年9月にロシア（モスクワ）において開催されることとなった。

(10) ストラドリリング・ストック（SS）及び高度回遊性魚種（HMS）に関する国連協定

1992年6月リオ・デ・ジャネイロで開催された「国連環境開発会議（UNCED）」においてストラドリリング・ストック及び高度回遊性魚種資源の保存・管理についての沿岸国の優先的権利の主張がなされた。それに対し、我が国、EC、米国等「国連海洋法条約」の規定を逸脱しているとの反論により、結局、国連主催

の政府間協議で検討されることとなり、ニューヨークの国連本部において1993年4月に第1回会合が開催され、1995年8月、第6回会合でコンセンサスにより協定が採択された。

本協定の目的は、国連海洋法条約を効果的に実施し、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存と合理的利用を確保することである。保存管理措置については、EEZ内外での一貫性の確保、地域漁業機関への協力義務、地域漁業機関が定めた措置への当該機関非加盟国の遵守義務等が規定されており、取締りについては、転載の規制、旗国以外の検査官により乗船・検査制度の導入等が規定されている。本協定は、30ヶ国が批准したことから、2001年12月11日に発行した。

なお、我が国は1996年11月に署名を行ったが、種々の問題を有するWCPFCの採択など、その後の状況変化を踏まえ、本協定を締結していない。

(II) インド洋まぐろ類委員会 (IOTC)

2002年12月に開催された第7回年次会合では、科学委員会からの勧告を受け、我が国より、メバチ及びキハダの漁獲努力量に関する規制導入を提案したが、一部の途上国の反対により合意には至らなかった。

また、IUU漁業対策として、ICCATにおいて採択された加盟各国の正規許可を得た漁船をリスト化し、このリストに掲載されていない漁船の漁獲物を国際取引から排除するための決議が採択された。

(12) 南東大西洋漁業機関 (SEAFO) 条約

1989年に東大西洋生物資源保存条約 (ICSEAF) が失効した後、アンゴラから南アフリカにかけての南西アフリカ沖合における底魚管理機関が存在しない状況にあったことから、1997年12月、ナミビア及び南アフリカによりSEAFOの設立が提案された。全8回の設立準備会合の結果、2001年4月に条約の採択・署名式会合が行われた。本条約は、1か国以上の沿岸国を含んだ3か国の批准の60日後に発効する。

我が国は、第1回設立準備会合から出席しており、当該条約は全体として受け入れ可能な内容となっているものの、漁獲実績及び将来の入漁の可能性などを考慮し条約への加盟について検討を要することから、第8回会合での署名は行わなかった (本条約に参加する場合には、署名手続きを経ずとも批准が可能)。

4 海外投資事業

我が国から海外への水産関係投資 (合弁事業等) の件数 (水産庁報告件数) は、15年3月末現在で、270件、対象国は49か国に及んでいる。これらの提携国及び事

業種類の内容は次のとおりである。

(1) 中南米地域

提携先はパナマ、メキシコ、蘭領アンチレス、コロンビア、仏領ギアナ、ガイアナ、スリナム、ブラジル、アルゼンチン、チリ、ペルー、ウルグアイ、エクアドル、フォークランド諸島、英領バージン諸島の15か国で、事業種類は漁業28件、養殖業2件、加工業4件、漁業リース1件、船舶代理店1件の計36件である。

(2) アジア・大洋州地域

提携国は、インド、バングラデシュ、スリランカ、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、中国、台湾、韓国、ヴィエトナム、ミャンマー、ミクロネシア、マーシャル、フィジー、バヌアツ、ニュー・ジージーランド、オーストラリア、ニューカレドニア、仏領ポリネシア、キリバスの22か国で、事業種類は漁業52件、養殖業62件、加工業31件、漁業リース等5件の計150件である。

(3) アフリカ地域

提携国は、アンゴラ、モーリシャス、マダガスカル、モザンビーク、ガーナ、ナミビア、南アフリカの7か国で、事業種類は漁業9件、加工業1件の計10件である。

(4) その他の地域

提携国は、北米において、米国、カナダ、欧州においてはイギリス、フランス、ロシア連邦、ポルトガルの6か国で事業種類は漁業25件、養殖業4件、加工業43件、漁業代理店業2件の計74件である。

表18 漁船統計表

漁業種類 Type of Fishery	船型 Size	船 質	総 計		動 力 漁 船		無 動 力 漁 船	
			隻 数 NO.	総トン数 G. T.	隻 数 NO.	総トン数 G. T.	隻 数 NO.	総トン数 G. T.
総	計	S	4,535	576,880.54	4,535	576,880.54	-	-
		W	24,310	40,632.07	20,940	38,028.15	3,370	2,603.92
		F	321,599	807,698.41	315,296	801,356.09	6,303	6,342.32
		T	350,444	1,425,211.02	340,771	1,416,264.78	9,673	8,946.24
淡 水 漁 業		S	28	49.75	28	49.75	-	-
		W	4,093	2,177.87	2,091	1,189.45	2,002	988.42
		F	8,356	8,627.06	7,081	8,143.25	1,275	483.81
		T	12,477	10,854.68	9,200	9,382.45	3,277	1,472.23
合 計 (海 水 漁 業)		S	4,507	576,830.79	4,507	576,830.79	-	-
		W	20,217	38,454.20	18,849	36,838.70	1,368	1,616
		F	313,243	799,071.35	308,215	793,212.84	5,028	5,858.51
		T	337,967	1,414,356.34	331,571	1,406,882.33	6,396	7,474.01
内 水	面	S	6	11.40	6	11.40	-	-
		W	351	137.25	156	78.85	195	58.40
		F	1,001	953.09	863	874.19	138	78.90
		T	1,358	1,101.74	1,025	964.44	333	137.30
探 介	藻	S	242	4,003.69	242	4,003.69	-	-
		W	4,735	3,970.31	4,075	3,640.82	660	329.49
		F	90,554	125,571.65	86,689	123,178.38	3865	2,393.27
		T	95,531	133,545.65	91,006	130,822.89	4525	2,722.76
定	置	S	369	4,917.76	369	4,917.76	-	-
		W	505	1,660.42	374	1,133.27	131	527.15
		F	11,086	45,639.70	10,540	42,821.76	546	2,817.94
		T	11,960	52,217.88	11,283	48,872.79	677	3,345.09
一 本 っ	り	S	417	42,028.28	417	42,028.28	-	-
		W	8,042	14,560.00	7,977	14,512.27	65	47.73
		F	98,482	218,941.99	98,406	218,891.81	76	50.18
		T	106,941	275,530.27	106,800	275,432.36	141	97.91
は え な わ		S	154	8,713.64	154	8,713.64	-	-
		W	454	1,407.24	454	1,407.24	-	-
		F	8,537	31,244.72	8,527	31,233.67	10	11.05
		T	9,145	41,365.60	9,135	41,354.55	10	11.05
刺	網	S	500	22,193.22	500	22,193.22	-	-
		W	2,057	2,831.43	2,033	2,805.86	24	25.57
		F	51,296	110,692.15	51,181	110,599.13	115	93.02
		T	53,853	135,716.80	53,714	135,598.21	139	118.59
ま き 網 (網 船)		S	176	27,541.67	176	27,541.67	-	-
		W	101	564.98	81	470.80	20	94.18
		F	1,150	11,080.93	1,138	11,006.25	12	74.68
		T	1,427	39,187.58	1,395	39,018.72	32	168.86
ま き 網 附 属 船		S	550	57,481.63	550	57,481.63	-	-
		W	57	438.36	47	433.76	10	4.60
		F	1,829	19,487.91	1,828	19,486.43	1	1.48
		T	2,436	77,407.90	2,425	77,401.82	11	6.08
敷	網	S	48	3,343.64	48	3,343.64	-	-
		W	157	411.06	140	371.61	17	39.45
		F	1,744	11,604.34	1,741	11,599.81	3	4.53
		T	1,949	15,359.04	1,929	15,315.06	20	43.98
底 び き	網	S	495	27,477.31	495	27,477.31	-	-
		W	1,591	6,896.79	1,591	6,896.79	-	-
		F	14,548	74,306.20	14,548	74,306.20	-	-
		T	16,634	108,680.30	16,634	108,680.30	-	-
以 西 底 び き 網		S	38	4,585.19	38	4,585.19	-	-
		W	-	-	-	-	-	-
		F	-	-	-	-	-	-
		T	38	4,585.19	38	4,585.19	-	-
遠 洋 底 び き 網		S	28	22,826.20	28	22,826.20	-	-
		W	-	-	-	-	-	-
		F	-	-	-	-	-	-
		T	28	22,826.20	28	22,826.20	-	-
ひ き	網	S	270	2,766.03	270	2,766.03	-	-
		W	600	2,030.69	474	1,757.86	126	272.83
		F	7,403	40,073.28	7,316	39,970.99	87	102.29
		T	8,273	44,870.00	8,060	44,494.88	213	375.12
か つ お ・ ま ぐ ろ		S	687	227,044.08	687	227,044.08	-	-
		W	6	161.82	6	161.82	-	-
		F	751	26,744.65	751	26,744.65	-	-
		T	1,444	253,950.55	1,444	253,950.55	-	-
捕	鯨	S	7	204.41	7	204.41	-	-
		W	-	-	-	-	-	-
		F	4	36.39	4	36.39	-	-
		T	11	240.80	11	240.80	-	-
官 公 庁 船		S	291	86,219.76	291	86,219.76	-	-
		W	10	79.47	10	79.47	-	-
		F	853	3,783.89	852	3,782.73	1	1.16
		T	1,154	90,083.12	1,153	90,081.96	1	1.16
運 搬	船	S	115	22,696.66	115	22,696.66	-	-
		W	84	555.82	66	542.87	18	12.95
		F	1,895	14,612.32	1,853	14,552.51	42	59.81
		T	2,094	37,864.80	2,034	37,792.04	60	72.76
冷 凍 運 搬 及 び 母 船		S	-	-	-	-	-	-
		W	-	-	-	-	-	-
		F	-	-	-	-	-	-
		T	-	-	-	-	-	-
雑 漁 業		S	114	12,776.22	114	12,776.22	-	-
		W	1,467	2,748.56	1,365	2,545.41	102	203.15
		F	22,110	64,298.14	21,978	64,127.94	132	170.20
		T	23,691	79,822.92	23,457	79,449.57	234	373.35

表19 平成14年度漁業種類別・トン数別建造許可隻数

区 分	漁業種類	総 数		50トン未満		50トン以上 100トン未満		100トン以上 200トン未満		200トン以上 300トン未満		300トン以上 500トン未満		500トン以上 1,000トン未満		1,000トン以上	
		隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
1. 鋼・軽合金船	かつお・まぐろ	7	3,133									7	3,133				
	底 び き 網	4	416			3	256	1	160								
	ま き 網	5	938			3	240					2	698				
	ま き 網 付 属	1	199					1	199								
	は え な わ	0	0														
	刺 網	0	0														
	ひ き 網	0	0														
	敷 網	1	99			1	99										
	一 本 つ り	1	138					1	138								
	運 搬 船	0	0														
	養 殖 業	1	290							1	290						
	定 置	0	0														
	採 介 藻	0	0														
	官 公 庁 船	10	2,638			4	239	3	576			9	3,831	3	1,823	0	0
	計	30	7,851	0	0	11	834	6	1,073	1	290	9	3,831	3	1,823	0	0

区 分	漁業種類	総 数		20トン未満		20トン以上 30トン未満		30トン以上 40トン未満		40トン以上 50トン未満		50トン以上 70トン未満		70トン以上 100トン未満		100トン以上	
		隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
2. FRP船	かつお・まぐろ	6	343	4	75											2	268
	底 び き 網	4	129	3	57									1	72		
	ま き 網	2	38	2	38												
	ま き 網 付 属	2	38	2	38												
	は え な わ	0	0														
	刺 網	0	0														
	ひ き 網	0	0														
	敷 網	0	0														
	一 本 つ り	0	0														
	運 搬 船	0	0														
	養 殖 業	0	0														
	定 置	0	0														
	採 介 藻	0	0														
	官 公 庁 船	0	0														
	計	14	548	11	208	0	0	0	0	0	0	0	0	1	72	2	268

注1：漁船法第4条第1項の規定に基づき農林水産大臣の許可を受けた建造隻数である。
 注2：総トン数については、単位未満を四捨五入したため、計と内訳が一致しない場合がある。
 注3：木船の建造は無し。

第12節 漁 船 対 策

1 漁船の勢力と建造状況

我が国の漁船勢力の実態を把握するため、毎年12月31日現在の漁船統計表を作成している。この統計は各都道府県における漁船の登録隻数と、漁船登録を必要としない総トン数1 t未満の無動力漁船数を集計したもので、13年末については、表21のとおりである。

また、漁船法（昭和25年法律第178号）第4条1の規定に基づく14年度の農林水産大臣の漁船建造許可件数は表22のとおりである。

2 漁船の依頼検査と性能改善

漁船法第25条の規定に基づく漁船の依頼検査の14年度実績は、総合検査13件、船体検査12件、機関関係検査17件、合計42件、検査手数料収入総額は694万円であった。

3 漁 船 の 輸 出

漁船の外国への譲渡（輸出）又は貸渡しについては、経済産業大臣が輸出貿易管理令に基づいて承認することとなっている。この際に、国際的な漁業秩序を乱し、あるいは国際的に合意された資源保護措置の効果を減殺するおそれがないか、水産庁に事前協議することとしている。14年度における貸渡しは7カ国59隻、輸出については16カ国37隻であった。

4 IMO（国際海事機関）等対策

漁船の安全基準を規定した漁船安全条約議定書において、小型の漁船について海象・気象条件が同様な地域に適用される地域安全基準を作成することを予定していたが、平成9年2月、東及び東南アジア漁船安全地域基準が採択された。さらにEUにおいては、本議定書をほぼ取り入れたEU漁船安全地域基準が、平成11年1月に施行された。またFAO（国際食糧農業機関）において、公海上の漁船による国際的な保存・管理措置の遵守を促進するための協定が、平成5年11月に採択された。これらに対応するため、平成12年度から（社）海洋水産システム協会に国際基準等対応漁船対策検討事業を委託している。

5 海上人命安全総合対策事業

我が国の漁船は、沿岸・沖合海域はもとより遠洋海域を含めた広大な海域に出漁して操業を行っているが、

漁船に対する情報伝達体制の確保をはじめ、漁船海難事故防止に係る対策を講じることにより、操業の秩序及び航行・操業の安全を確保する必要がある。このため、海上で操業する漁船に対し、安全通信等の諸情報を提供する事業を関係漁業団体に委託して実施した。

また漁業用海岸局と漁業協同組合に設置されている無線局ととの間のネットワーク化を図り、無線機器等の整備を都道府県に助成して実施した。さらに漁船の操業形態にあった衝突予防装置の開発を関係漁業団体に助成して実施した。

第13節 漁港漁場の整備及び維持管理・漁村の振興

1 漁 港 の 指 定

漁港の指定については、26年以来漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条の規定により行っている。その内容は表20のとおりである。

表20 指定漁港数

漁 港 種 類	14年度 指 定	14年度 取 消 し	13年度 ま で	14年度 末現在
第1種漁港	3	5	2,220	2,220
第2種漁港	7	9	497	497
第3種漁港	7	6	113	113
第4種漁港	—	—	101	101
計	7	20	2,931	2,928

（注）第3種漁港には特定第3種漁港（八戸ほか12港）が含まれている。

2 漁 港 の 管 理

13年度において、漁港法第25条の規定により漁港所在地の地方公共団体を漁港管理者に決定した漁港は6漁港であり、14年度末の漁港数は表21のとおりである。

表21 漁港管理者別漁港数

漁 港 種 類	13年度		14年度末	
	末まで	総 数	都道府 県管理	市町村 管理
第1種漁港	2,220	2,218	366	1,852
第2種漁港	497	495	308	187
第3種漁港	113	114	108	6
第4種漁港	101	101	101	—
計	2,931	2,928	883	2,045

3 漁港漁場の整備

（1）漁港の整備計画

第1次漁港整備計画は、整備漁港450港を対象として26年5月第10回国会の承認を受け、26年度から29年度までに375港の修築事業が実施され、このうち43港

が完成した。これに要した総事業費121億1,200万円、国費は67億8,200万円であった。

第2次漁港整備計画は、整備漁港604港を対象として30年7月第22回国会の承認を受け、30年度から37年度までに560港の修築事業が実施され、このうち243港が完成した。これに要した総事業費393億2,400万円、国費は226億6,600万円であった。

第3次漁港整備計画は、整備漁港380港を対象として38年3月第43回国会の承認を受け、38年度から43年度までに377港の修築事業が実施され、このうち49港が完成した。これに要した総事業費633億200万円、国費は444億5,100万円であった。

第4次漁港整備計画は、整備漁港370港を対象として44年4月第61回国会の承認を受け、44年度から47年度までに370港の修築事業が実施され、このうち48港が完成した。これに要した総事業費は1,162億3,900万円、国費は802億8,200万円であった。

第5次漁港整備計画は、整備漁港420港を対象として48年3月第71回国会の承認を受け、48年度から51年度までに420港の修築事業が実施され、このうち54港が完成した。これに要した総事業費は2,360億6,500万円、国費は1,672億4,700万円であった。

第6次漁港整備計画は、整備漁港450港を対象として52年3月第80回国会の承認を受け、52年度から56年度までに450港の修築事業が実施され、このうち63港が完成した。これに要した総事業費は6,375億7,300万円、国費は4,592億8,100万円であった。

第7次漁港整備計画は、整備漁港480港を対象として57年3月第96回国会の承認を受け、57年度から62年度までに480港の修築事業が実施され、このうち38港が完成した。これに要した総事業費は8,952億5,900万円、国費は6,088億3,400万円であった。

第8次漁港整備計画は、63年3月第112回国会の承認を受け、整備漁港490港を対象として63年度から5年度までの6か年間に整備を行い、その事業の推進が図られた。これに要した総事業費は1兆1,606億円であった（このほか、改修事業5,629億円、局部改良事業1,462億円、地方単独費等322億円があり、総事業費1兆9,940億円であった）。

第9次漁港整備計画は、6年3月第129回国会の承認を受け、整備漁港480港を対象として6年度から13年度までの8か年間に修築事業により整備を行った。これに要した総事業費は、1兆7,258億円であった。（このほか、漁港の基本的な施設整備8,614億円、漁港漁村の環境整備4,680億円、地方単独費等1,397億円であった）。

尚、平成14年度より、漁港漁場整備法に基づき、漁港は、漁場と一体的に漁港漁場整備長期計画に即して整備することとなった。

(2) 第4次沿岸漁場整備開発計画

沿岸漁業の生産の基盤である沿岸漁場の計画的整備開発を図るため、沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）に基づき、6年度に策定された第4次沿岸漁場整備開発計画により実施している。

その概要は、次のとおりである。

ア 計画期間 平成6～平成13年度（8年間）

イ 事業費

漁礁設置事業	1,600億円
増養殖場造成事業	2,300億円
沿岸漁場保全事業	300億円
調整費	1,600億円
地方単独事業等	200億円
合 計	6,000億円

なお、沿岸漁場整備開発事業は、平成13年度から水産基盤整備事業として再編された。

(3) 漁港漁場整備長期計画

平成13年度に漁港法が漁港漁場整備法に改正され漁港整備長期計画及び沿岸漁場整備開発計画に代わり、漁港漁場整備長期計画に基づき、漁港・漁場・漁村の整備を一体的に推進することとなった。

平成14年度を初年度とする漁港漁場整備長期計画が平成14年3月26日に水産基本計画と合わせて策定され、概ね10年後の実施の目標や平成14年度から平成18年度まで5か年間の事業量を示した上で、これに基づき漁港・漁場・漁村の整備を総合的かつ計画的に実施しているところである。

(4) 直轄特定漁港漁場整備事業

この事業は、漁港漁場整備法に基づく国の直轄事業で、漁港施設のうち基本施設（外郭施設、係留施設、水域施設）、輸送施設又は漁港施設用地（公共施設用地に限る。）の新築、増築、改築等の事業であって計画事業費が一事業につき20億円を超えるものである。14年度においては、206億3,182万円をもって33港について事業が実施された。

(5) 地域水産物供給基盤整備事業

この事業は、水産資源の増大と持続的利用に資する共同漁業権の区域内等地先の漁場と当該漁場に密接に関連する第1種漁港等で沿岸漁業及び増養殖の振興に資する漁港を一体的に整備する事業であって、計画事業費が一事業につき3億円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。14年度においては、事業費1,122億8,900万円（国費681億400万円）をもって500地区に

ついて事業が実施された。

(6) 広域漁港整備事業

この事業は、第3種漁港、第4種漁港等の整備及びそれらの漁港を本拠地とする漁船が利用する共同漁業権の区域内等地方の漁場施設について一体的に整備する事業であって、計画事業費が一事業につき3億円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。14年度においては、事業費1,027億3,340万円（国費611億4,240万円）をもって285地区について事業が実施された。

(7) 広域漁場整備事業

この事業は、共同漁業権の区域外において、利用が広範囲にわたる規模の大きな漁場や共同漁業権の設定されている区域外と機能上密接に関連する漁場を整備する事業であって、計画事業費が一事業につき3億円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。14年度においては、事業費292億4,400万円（国費148億100万円）をもって104地区について事業が実施された。

(8) 漁港漁場機能高度化事業

この事業は、漁港・漁場施設を総合的に改良等を行うことにより、漁港・漁場施設の利用を増進させるとともに、水産資源の生息環境の保全、品質・衛生管理強化、高齢者等への配慮、新技術を応用した施設の導入等による既存の漁港・漁場施設の機能の高度化、多機能利用を図る事業であって、計画事業費が一事業につき3億円以下のもの等一定の要件を満たすものである。14年度においては、事業費225億100万円（国費115億2,100万円）をもって通常分として、110地区、統合補助事業分として33府県について事業が実施された。

(9) 漁場環境保全創造事業

この事業は、公害等の原因により効用の低下している沿岸漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善を図るため、漁場のたい積物除去、しゅんせつ、作れい、耕うん、覆土、水路の掘削、藻場・干潟の造成等を行う事業で、計画事業費が一事業につき5千万円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。14年度においては、事業費47億2,200万円（国費23億6,100万円）をもって53地区について事業が実施された。

(10) 漁港水域環境保全対策事業

この事業は、漁港区域内の水質の保全等水域の環境保全のため汚泥その他公害の原因となるたい積物等の除去、水質浄化施設の整備等を行う事業で、計画事業費が一事業につき3千万円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。14年度においては、事業費4億円（国費2億円）をもって5地区について事業が実施された。

(11) 農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業

農林漁業用揮発油税に関する税制上の代替措置の一環として、漁獲物の流通及び漁業用資材の輸送の合理化によって漁港機能の充実と漁業生産の近代化を図り、併せて漁村環境の改善を図るため、40年度から漁港管理者たる地方公共団体又はその他の地方公共団体に助成して実施されているものであり、14年度においては、事業費30億6,400万円（国費15億8,200万円）をもって25地区について事業が実施された。

(12) 作業船整備

北海道の直轄工事において使用する国有作業船の建造、修理、改造及び北海道の漁港の機能増進のために必要な機械設備の開発試験を行った。14年度の経費は2,300万円であった。

(13) 漁港環境整備事業

漁港における景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成し、併せて作業効率、安全性の向上等に資するための施設整備を行う事業である。

14年度においては、事業費63億5,200万円（国費31億7,600万円）をもって通常分として43地区、統合補助事業分として18道県について事業が実施された。

(14) 漁業集落環境整備事業

水産業の持続的発展の基盤である役割を果たす漁村の生活環境の改善および活性化等を推進するための生活基盤整備を行う事業である。

14年度においては、事業費283億9,600万円（国費142億1,700万円）をもって167地区について事業が実施された。

(15) 漁港漁村総合整備事業

離島・辺地等の条件不利地域に立地する漁村地域において、活力ある漁村を形成するため、生産の重要な基盤である漁港施設の整備と背後の漁業集落の生活環境施設の整備を一体的かつ総合的に推進する事業である。

14年度においては、事業費51億700万円（国費29億800万円）をもって通常分として2地区、統合補助事業分として16道県について事業が実施された。

(16) 漁港施設災害復旧事業

漁港施設（漁港区域内の海岸保全施設を含む。）災害復旧事業は、地方公共団体又は水産業協同組合等が維持管理するものについて、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき実施される事業であり、民生及び経営の安定のための早期復旧が行われている。14年度においては、12年災は100%、13年災は99.9%まで14年災は66.1%まで完了することと

して事業費62億5,400万円（国費45億4,200万円）で復旧事業が実施された。

(17) 漁港施設災害関連事業

漁港施設災害関連事業は、漁港施設災害復旧事業に関連して被災施設の復旧効果を確保し、再度災害を防止するため及び洪水、台風等により海岸に漂着した大規模な流木等が、海岸保全施設の機能を阻害する場合に緊急的に流木等の処理を実施する事業であり、14年度は事業費9,940万円（国費4,970万円）で事業が実施された。

(18) 漁港区域に係る海岸整備事業

31年に海岸法が施行され、海岸管理者（海岸管理者である地方公共団体の長）が管理する海岸保全施設の新設又は改良に関する工事に要する費用の一部を国が負担することとなっている。14年度においては、海岸保全施設整備事業として、事業費184億3,171万円（国費94億7,270万円）をもって178港について事業が実施された。また、49年度から実施された海岸環境整備事業も引き続き実施され、事業費116億7,413万円（国費38億9,700万円）をもって、82港について事業が実施された。さらに、61年度から実施された公有地造成護岸等整備統合補助事業も引き続き実施され、事業費2億674万円（国費8,300万円）をもって2港において実施された。

(19) 漁港利用調整事業

漁船と遊漁船等との漁港利用上のトラブルを防止するため、遊漁船等を分離収容する施設を整備することにより、漁業と海洋性レクリエーションの共存を図るとともに、漁港利用の秩序を保持し漁業生産活動の円滑化に資するものであり、14年度においては、事業費17億400万円（国費9億700万円）をもって13地区（新規3、継続10）について事業が実施された。

(20) 水産基盤整備調査事業

水産基盤整備事業の効果的・効率的実施に関し、開発手法等の確立がされていない技術的課題のうち全国的なものについて調査・解明し、新技術の開発を計るほか、漁港機能の増進、漁場の整備及び開発並びに漁港背後の漁業集落における生活環境改善のために必要な調査を実施することにより、水産基盤整備事業の計画的・効率的かつ円滑な実施に資することを目的とする。

水産基盤整備調査費

66調査 事業費 6億260万円（定額）

水産基盤整備調査費補助

29カ所 事業費 2億9,800万円（国費1億4,900万円）

(21) 後進地域開発促進法適用団体等補助率差額

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律第2条の適用団体（県）が行った漁港修築事業、漁港改修事業（5,000万円以上のものに限る）、海岸保全施設整備事業及び漁港関連道整備事業（過疎地域及び山村地域の基幹道路を含む）に係る補助金等について、特例法の定める引上率（最高1.25まで）により14年度において当該適用団体に補助率差額89億9,898万円を交付した。

また、新産業都市及び工業特別地域並びに産炭地域において海岸管理者たる市町村が行う海岸保全整備事業について、40年度から新産業都市及び工業特別地域の整備に係る公共事業の負担に関する特別措置法及び産炭地域振興法の規定に基づく引き上げ率（最高1.25まで）により、これらの事業を実施した市町村に事業実施の翌年度に補助率差額を交付することになっているが、14年度においては、これら団体に1,400万円を交付した。

(22) 漁港漁村活性化対策事業

漁港漁村活性化対策事業は、高度な漁港漁村の利用等による漁業の振興と漁村の活性化に資するため、就労・衛生環境の改善、漁業活動とのトラブル防止、地域資源や高度情報の利活用、都市との交流の促進、生活環境の改善等を推進する施設等の整備を行う事業であり、14年度においては、国費18億9,778万円をもって22道県において事業が実施された。

(23) 漁村コミュニティ基盤整備事業

漁村コミュニティ基盤整備事業は、都市と漁村が共生・対流する活力ある社会を実現するため、「人・もの・情報」が循環する共通社会基盤を備えた新たなむらづくりを推進するために、市町村のイニシアティブの下、地域全体の振興計画に基づき、漁村コミュニティ基盤整備事業を核として、地域の戦略的な取組の支援等のソフト施策と水産基盤整備事業等のハード整備を一体的に展開し、住民参加型の新しい漁村コミュニティづくりを推進する事業であり、14年度においては、国費9億6,139万円をもって17都県において事業が実施された。

(24) 漁村活性化推進事業

漁村活性化推進事業は、地域住民と漁業者の理解と参画を得て、地域の特性を踏まえた個性のある漁村づくりを推進する仕組みを構築し、地域住民等の参画を促し、地域主導の漁村振興が円滑に進むための活動や地域資源を活用した地域活性化の活動及び都市漁村交流活動等の取組を支援し、魅力ある地域づくりを推進するために都道府県、市町村に対し助成した。

(25) 漁村漁場環境改善対策事業

漁村漁場環境改善対策事業は、全国レベルでの普及啓発活動を実施するとともに、汚水処理施設の整備に対する合意形成の促進、漁村と漁場環境を保全する地域活動の支援、漁村における汚水処理施設の整備・管理の効率化手法の検討等を支援し、漁村と漁場環境の改善に向けて広域的な環境保全に向けた取組を促進するために県、市町村、全国漁業協同組合連合会に対し助成した。

第14節 沿岸漁業構造改善事業

1 漁業経営構造改善事業

(1) 事業の趣旨

水産基本法の基本理念を踏まえ、効率的かつ安定的な漁業経営を育成し、水産物の安定的な供給を図るため、①我が国周辺水域における資源管理の強化、②漁業経営の改善と担い手の育成、③流通・加工・消費対策、④漁業地域の振興の4つの課題に即して沿岸漁業を中心とした漁業において持続的な生産体制を構築するのに必要な漁業生産基盤としての共同利用施設等の整備を推進する。

(2) 事業の構成

本事業は次の4つの事業からなっている。

ア 持続的漁業生産環境整備事業

漁業資源の維持・増大、漁場環境の保全及び漁業の近代化を推進するための施設整備

イ 漁業経営・担い手対策事業

意欲と能力のある経営体の育成や合併による漁協の経営基盤強化、女性や高齢従事者の活躍する場の創設を推進するための施設整備

ウ 水産物流通高度化事業

産地機能の強化と品質の高い水産物の供給を推進するための施設整備

エ 漁業地域活性化事業

地域資源の活用による都市住民等にも開かれた地域社会づくりを推進するための施設整備

(3) 事業の実施対象地域及び全体計画

本事業は、沿岸の海域環境及び漁業形態等においてまとまりのある全国80地域を対象として、都道府県が11年度に構造改善計画を樹立し、12年度から5年間、事業を実施する。

(4) 事業の実施

構造改善計画に基づく事業の実施に当たっては、毎年度定める漁業経営構造改善事業実施計画により実施

する。

(5) 事業実施主体

事業は、都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、漁連、漁協、漁業生産組合、地方公共団体等が構成する法人としての公社等が実施する。

(6) 14年度事業実施状況

事業名	件数	国庫補助金 (千円)
漁業経営構造改善事業	187	4,241,771

2 沖縄県水産業拠点強化構造改善特別対策事業

(1) 事業の趣旨

沖縄県水産業の特殊事情にかんがみ、本土との格差は正に配慮しつつ、漁業生産の条件である漁業・増養殖場等の生産基盤施設、水産業近代化施設の整備、漁村における環境条件の改善に必要な施設の整備、漁業者の組織的な活動の促進等沖縄県水産業の構造改善に必要な事業を総合的、かつ、有機的に実施しようとするものである。

(2) 事業の実施対象地域及び全体計画

本事業は、沖縄県下一円を対象として、沖縄県が10年度に沖縄県水産業拠点強化構造改善計画を樹立し、11年度から7年間に実施する。

(3) 事業の実施

沖縄県水産業拠点強化構造改善計画に基づく事業の実施に当たっては、毎年度定める沖縄県水産業拠点強化構造改善特別対策事業実施計画に基づいて実施する。

(4) 事業実施主体

沖縄県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、水産業協同組合、公社、漁業を営む者の組織する団体が実施する。

(5) 14年度事業実施状況

事業名	件数	国庫補助金 (千円)
沖縄県水産業拠点強化構造改善特別対策事業	17	629,775

第15節 水産関係試験研究

1 漁業新技術開発事業

(1) 200海里開発促進新技術導入事業

国際的な200海里体制の定着等厳しい漁業情勢において、我が国200海里水域内の「つくり育てる漁業」を中心とした漁業開発を推進することが重要であるこ

とから、漁場環境の保全・改善対策、水産資源の回復対策等に関する新たな観点からの技術開発を実施している。

① 新技術研究開発事業

放流種苗等の管理、好適飼餌料の開発、藻場・干潟の造成、磯焼け漁場機能回復等による肥沃な漁場環境を保全するための技術開発を実施した。さらに深層水の洋上放水による一次生産の活性化を図り、新たな漁場を造成する技術開発を実施した。

② 新技術研究開発緊急特別対策事業

人工的な海中林により増殖場や漁場を造成し、沿岸漁場における資源増殖を推進する技術開発を実施した。

(2) 水産業持続的生産・流通技術開発事業

水産業の機械化を効率的に推進し、産業を再生するため、取り組むべき課題を明確にするとともに、機械、電機等の産業界と水産業界の連携による効率的な開発普及体制を確立し、大学、公的試験研究機関の研究成果を活用しつつ、水産業の機械化・システム化を総合的に推進することを目的として、以下のような技術開発を実施した。

- ① 水産業持続的生産・流通技術総合調査
- ② 魚種識別計量魚群探知機の開発
- ③ 高効率かつお自動釣機の開発
- ④ いか船上加工技術の開発
- ⑤ 資源保護型低コストまき網漁具の開発及びまき網捕獲魚類の未利用個体の有効活用技術の開発事業

(3) 提案公募型有明地域等振興対策研究開発事業

他産業の技術開発力を活用する提案公募型技術開発を実施することにより、水産業を新たな発展に導くとともに、民間企業に活力を与え経済対策に貢献していくことが重要であり、ついては、有明地域等の漁業生産力を早期に回復し、国民へのノリ等の安定供給の確保と地域漁業の経営改善に資する技術開発を早急に行い、有明地域等の漁業振興を図ることを目的として、以下のような技術開発課題を採択し実施した。

- ① のり養殖における電解水を用いた活性処理装置の開発
- ② 簡易型標流ブイによる有明海の海水流動計測システムの開発
- ③ 自走船による湾内等閉鎖海域環境調査システムの開発
- ④ 魚体の脊椎除去装置の開発
- ⑤ スワール方式の波力ポンプを利用した水質浄化システムの開発

- ⑥ はえ縄漁法の小型自動化システムの開発
- ⑦ DG-コンパスの開発
- ⑧ マグロ用船上裁割機の開発

2 新技術開発試験等

(1) 水産生物の遺伝的多様性と近親交配の解明並びに保存技術の確立

栽培漁業を進める上での問題は、少ない親から大量の種苗を生産し、それを繰り返すことによる疾病に対する抵抗力の低下等の近交弱勢である。このため、これまでの遺伝的多様性を測定する指標を用いて、近親交配の遺伝的なメカニズムの解明を行うとともに、卵や細胞の凍結手法等による遺伝資源の保存技術の開発も併せて行った。

(2) 水産情報高度利用システム開発事業

新たな海洋秩序下における水産業の持続的発展を図るためには、広範囲にリアルタイムで様々な情報の収集が可能な衛星リモートセンシング技術や大量の情報交換ができるデジタル通信技術など、最新の情報通信技術を水産分野に積極的に活用し、水産資源の適切な管理を推進するとともに、資源の効率的な利用を図る漁業活動の支援を行う技術開発が重要となっている。

このため、衛星リモートセンシング技術を利用して効率的かつ効果的な漁業取締りに資するため、漁船の識別を行う画像解析技術等の開発を行った。また、漁船操業の効率化、安全性を向上するため、海上通信の高度化に関する技術開発を行った。

① 衛星利用による漁船識別システムの開発

人工衛星が収集する広範囲な画像情報を解析し、精度の高い外国漁船等の動向を把握する技術開発を行った。

② 漁業無線活用高度情報システムの開発

漁業無線を活用した高品質な画像情報の送信や高速化及びこうした情報をコンピューターの利用により容易に送受信等ができるための技術開発を行った。

(3) 衛星広域利用精度向上技術開発事業

我が国の漁業生産量は、水産資源の減少等により平成元年以降減少傾向を示し、平成11年には524万トンと昭和59年の1,282万トンの40%程度に減少した。こうした状況の中、水産業の持続的な発展を図るためには、水産資源の適切な管理を行うとともに、計画的かつ効率的な漁船操業による漁業経営の安定化を図ることが必要となっている。一方、近年の人工衛星によるリモートセンシング技術は、人工衛星に搭載されるセンサの開発等により様々な分野で利用されている状況

にある。このため、水産分野において、人工衛星によるリモートセンシング技術を積極的に導入・開発し、計画的かつ効率的な漁船操業による漁業経営の安定化を図る精度の高い漁場形成の予測技術やこれら情報を的確に提供するための技術開発を行っている。

3 国際漁業問題及び漁業資源に関する調査研究

(1) 国際漁業資源調査

鯨類や各種漁業における混獲生物及び公海や外国の排他的経済水域で漁獲される高度回遊性魚類(かつお・まぐろ類)、溯河性魚類(さけ・ます類)等の国際漁業資源について、科学的知見に基づく適切な保存管理を実施するために必要な資源調査等を独立行政法人水産総合研究センター等に委託して実施した。

(2) 海洋廃棄物生物影響調査

海洋廃棄物及び流出漁具について、その実態と環境に及ぼす影響を調査した。

また、流出油が海洋生態系に及ぼす長期的な影響を調査した。

4 漁況海況予報事業

漁業資源の合理的利用と漁業生産の効率化により漁業経営の安定を図るため、主要浮魚類の長期漁況海況予報を作成し公表した。また、(社)漁業情報サービスセンターが我が国周辺海域を中心として漁況海況の実況データを収集、分析を行う事業に対して助成するとともに、都道府県が地先沿岸における漁況海況情報の収集・分析・提供を行う事業に対し助成した。

第16節 水産業改良普及対策

1 水産業改良普及事業

最近の沿岸漁業等をめぐる厳しい情勢を踏まえ、沿岸漁業の生産性の向上、漁家経営の改善等の課題を地域の特性に応じて解決することが重要となっており、水産業改良普及事業の推進に当たっては、組織体制の整備強化及び普及職員の資質の向上を図り、水産行政に即応した全国的に統一ある普及活動を展開することが緊要となっている。

このため、国は道府県に対して、水産業専門技術員及び水産業改良普及員の配置、水産業改良普及員室等の運営等普及事業の実施に要する経費について水産業改良普及事業交付金を交付した。

2 水産業改良普及事業対策費

(1) 沿岸漁業・漁村活力向上事業

沿岸漁業就業者の減少と高齢化の急速な進行は、漁業就業者の不足を招き沿岸漁業や沿岸漁村の健全な維持発展が困難となるおそれがある。また、現在漁業に従事している漁業者等の前向きで意欲的な取組を困難にしている。

このため、道府県に助成し

ア 外部からの新規参入者の受入れ・着業を促進するため、受入れ体制整備、漁業技術習得支援を実施した。

イ 青年漁業者活動等促進事業、漁村女性活動支援事業、漁村高齢者活動支援事業、漁業士活用育成事業等に助成し、青年漁業者の意識改革、技術や経営能力の向上、担い手確保のための漁業者や地域の取組への支援、漁村女性と異業種グループ等との交流学習、漁村高齢者の生きがいをづくりの推進及び漁業士の養成・認定等を実施した。

ウ 漁業生産の担い手対策、TAC制度の導入等多様化、複雑化する普及ニーズに対応するため、水産業改良普及職員の資質向上を図るための研修、効果的な普及指導の検討、情報収集等の効率化を図る機材の整備を実施した。

エ 沿岸漁業等の先進的な生産方式、新技術等に識見を有する者に普及協力委員を委嘱し、青年漁業者等の意欲的な取組や技術向上等への効果的支援を実施した。

(2) 青年・女性漁業者活動支援事業

全国漁業協同組合連合会に助成し、全国青年・女性漁業者交流大会、グループリーダー全国研究集会の開催及び広報活動等を実施した。

3 中核的漁業者協業体育成事業

意欲と能力のある担い手を育成するため、全国漁業協同組合連合会が行う「中核的漁業者協業体」(青年漁業者を中心とした漁業経営改善のための意欲的な取組を行うグループ)による、都道府県が認定した「漁業共同改善計画」に沿った意欲的かつ創造的な取組等への支援に対し助成した。

4 漁業の担い手確保・育成事業

漁業の担い手を確保・育成するため、大日本水産会が行う「中核的漁業者協業体」(青年漁業者を中心とした漁業経営改善に意欲的に取組むグループ)等に対する研修会及び経営コンサルティングの実施、優良な取組の情報収集と情報提供への支援に対し助成した。

5 意欲ある担い手確保・育成事業

地域の実情に応じた水産体験学習のメニューの開発、実施、コーディネーターの確保等受け入れ体制の整備の支援及び漁業就業者確保育成センターによる情報提供等により意欲ある担い手の確保・育成を推進するため道府県に対し助成した。

第17節 船 舶

1 水産庁の船舶

水産庁（瀬戸内海漁業調整事務所・九州漁業調整事務所を含む。）の船舶は総数8隻で、行政需要に対応するため、漁業取締、漁業調査に区分されている。大きさも約97 tから約2,600 tにまで及ぶものもある。船舶の行政目的による区分、船名、所属、航行区域及び船の規模等については、表22のとおりである。

2 業 務

(1) 漁 業 取 締 船

漁業取締船は水産本庁所属の東光丸他5隻の計6隻（本庁所属船3隻、瀬戸内海漁業調整事務所所属船1隻、九州漁業調整事務所所属船2隻）である。

漁業取締船は漁業秩序維持のため、官船と用船連携のうえ日本周辺、沖合及び遠洋海域での監視・取締業務に当たっている。

さらに、我が国排他的経済水域において、近年活動

の増している外国漁船に対し国連海洋法条約に基づく沿岸国主義の下での取締りを見据え、これら漁船の監視にも努めている。また、国際条約等による漁業資源の保存管理のための操業海域の規制等が強まるとともに、漁業取締船の指導取締対象海域の拡大、規制内容の複雑化等に伴い、漁業取締船の業務の重要性が一層増加している。

(2) 漁 業 調 査 船

水産庁所属の漁業調査船は、開洋丸（総トン数2,630トン）及び照洋丸（総トン数2,118トン）の2隻である。

これら2隻の漁業調査船は、独立行政法人水産総合研究センターが所有する10隻の漁業調査船（59トン～892トン）と、比較すると、大型であるため、高速で安定した調査業務の遂行が可能であるとの特質をもっている。

このため、水産総合研究センターの漁業調査船では対応しにくい、南極海、大西洋、インド洋、ベーリング海といった遠洋水域を中心とした資源調査を主目的として、国際的な科学議論にも十分対応できるような高度な調査業務を遂行している。

国連海洋法条約の発効以降、新たな日中、日韓漁業協定の締結など、新海洋法時代にふさわしい資源管理体制の基盤が確立されたが、国際的な漁業交渉の場では、資源評価をめぐる科学議論が不可欠であり、科学的根拠に基づく資源の持続的利用を目指している我が国としては、高度な資源調査データを収集する水産庁の漁業調査船の重要性は一層増している。

表22 行政目的別船舶

船 名	使用目的	定員	船 籍 （定 け い 港）	航 行 区 域	船 質	総トン数	主 機	馬 力
水産本庁								
開洋丸	漁業調査	46	東京（東京）	世界全海域	鋼	2,630	ディーゼル	3,500PS×2 電気推進1,100kw
照洋丸	漁業調査	36	東京（東京）	世界全海域	鋼	2,118	ディーゼル	3,000PS×2 電気推進350kw
東光丸	漁業取締	35	東京（東京）	世界全海域	鋼	2,070	ディーゼル	4,000PS×2
白竜丸	漁業取締	28	東京（東京）	日本近海、北米近海	鋼	1,299	ディーゼル	3,000PS×2
白萩丸	漁業取締	23	東京（博多）	日本沿岸沖合、東シナ海	鋼	499	ディーゼル	2,000PS×2
白嶺丸	漁業取締	21	東京（東京）	日本近海、北太平洋	鋼	499	ディーゼル	2,000PS×2
白鷗丸	漁業取締	23	東京（博多）	日本沿岸沖合、東シナ海	鋼	499	ディーゼル	4,000PS×1
白鷺	漁業取締	13	東京（神戸）	瀬戸内海	軽合金	97	ディーゼル	1,000PS×2
船舶予備員		31						
合 計	8隻	256						